

BTMU

中国月報

第14号 (2007年3月)



CONTENTS

■ 特集

- ◆ 米連邦議会に関心を集める中国人民元問題

■ 連載

- ◆ 「香港再考 ～ 香港拠点の有効活用を考える」
第5回：「投資拠点としての香港の活用 ①」～税制面のメリットを考える
／中国の「新企業所得税法」の行方も踏まえて

■ 経済

- ◆ 中国経済見通し

■ 産業

- ◆ 広東省の玩具産業の事業環境について

■ 上海支店人民元レポート

- ◆ 中国の外貨準備について

■ スペシャリストの目

- ◆ 投資：中国進出日系企業から寄せられる最近の相談事項
- ◆ 税務会計：中国の会計・税務
- ◆ 人事：日系人材市場給与動向 2007（2）

■ BTMU中国ネットワーク



三菱東京UFJ銀行



目 次

■ 特 集

- ◆ 米連邦議会に関心を集める中国人民元問題
三菱東京UFJ銀行 ワシントン駐在員事務所1

■ 連 載

- ◆ 「香港再考～香港拠点の有効活用を考える」
第5回：「投資拠点としての香港の活用 ①」～税制面のメリットを考える
／中国の「新企業所得税法」の行方も踏まえて
三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室5

■ 経 済

- ◆ 中国経済見通し
三菱東京UFJ銀行 経済調査室 香港駐在8

■ 産 業

- ◆ 広東省の玩具産業の事業環境について
三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在13

■ 上海支店人民元レポート

- ◆ 中国の外貨準備について22

■ スペシャリストの目

- ◆ 投 資：中国進出日系企業から寄せられる最近の相談事項
三菱UFJリサーチ&コンサルティング（上海）有限公司25
- ◆ 税務会計：中国の会計・税務
プライスウォーターハウスクーパース中国27
- ◆ 人 事：日系人材市場給与動向 2007（2）
P a s o n a G r o u p31

- BTMU中国ネットワーク36



エグゼクティブ・サマリー

特集 「米連邦議会に関心を集める中国人民元問題」は、人民元相場の動向に対し最も影響があるといっても過言ではない米連邦議会の動向をワシントンからレポートしています。中国関連の公聴会の動きなどから、議会が貿易赤字の状況に強い関心を示し、この動きがさらに強まっていることを示しています。また、対中圧力の強化を目的とする様々な法案審議の動きも既に見え始めており、民主党が多数を占める今年の議会の動きには注意が必要であるとしています。

連載 「香港再考～香港拠点の有効活用を考える」は、「投資拠点としての香港の活用」の第一回目で、税制面のメリットにフォーカスしています。具体例として香港現法が現法を深セン市の経済特区に設立し配当を受けるケースを採り上げ、日本から直接投資を行うケースとの比較を行ったうえで、香港の再投資拠点としての活用について言及しています。また、昨今話題に上ることが多い日本のタックスヘイブン税制の動向についても述べられています。

経済 「中国経済見通し」は、弊行経済調査室による経済見通しです。2006年は10.7%と4年連続で二桁成長を遂げた中国経済も一連の引き締め策により減速を見せ始めています。しかし、依然、投資と輸出の伸びの高さが目立つ状況にあり、この対応としての引き締め策は当面続くとみています。こうした中、2007年のGDP成長率については前年比小幅減の10.0%となるとし、人民元相場については、貿易収支黒字は前年比拡大するものの、労働集約型輸出企業への配慮から政府は大幅な上昇を避けるスタンスを維持し、上昇率は前年比若干の加速の5%程度に留まらざるうとしています。

産業 「広東省の玩具産業の事業環境について」は、世界の玩具の5割以上を生産し、一大生産基地となっている広東省の玩具産業に関するレポートです。昨今の原材料価格・人件費の上昇や人民元高といったコスト上昇、そして製品の輸出先国での品質基準厳格化などによる事業環境が相対的に悪化していることを指摘しています。こうした中で、今後は、中小メーカを中心に淘汰が進む可能性が高いとした上で、事業規模の拡大、OEM依存からの脱却、電子玩具など需要多様化への対応、輸出依存からの脱却と成長見込みが高い中国市場の開拓が必要であるとしています。

上海支店人民元レポート 「中国の外貨準備について」は、1兆ドルを超えた中国の外貨準備とその運用手法についての最近の論調を纏めています。特に外貨準備資産管理会社である「中央匯金有限公司」は、中国銀行などの大型金融機関に資本注入を行い結果的に相当額のキャピタルゲインを得たとされることから注目を集めていること、また、シンガポールのテマセク・ホールディング、ノルウェーのNBIMのような海外の成功した外貨準備の国策投資会社の事例を踏まえ、公社と有限公司という二つの投資会社を設立すべきとの意見が有力になっているとしています。

スペシャリストの目

投資 「中国進出日系企業から寄せられる最近の相談事項」は、コスト上昇などの投資環境の変化に伴い中国でのビジネス展開を見直す動きが活性化してきており、その中で、清算や合併企業の100%外資化の動きが増加しているとしています。この動きに伴い、日系企業の課題として納税問題、従業員の処遇問題、資産整理問題などが発生していることを指摘しています。

税務会計 「中国の会計・税務」は、日系企業からの質問の多い以下のテーマに付きQ&A形式で解説しています。①中国新会計基準で強制適用が求められている税効果会計について、②2008年1月に実施が見込まれる企業所得税の内外資企業の統一の動向について、そして、③J-SOX法対応における「不正防止プログラム」のフレームワークについて、です。

人事 「日系人材市場給与動向2007(2)」は、日系企業への転職希望人材への給与調査レポートの最新版で、第二回目の今回は、職種、語学能力による分析です。職種別賃金では、全般的に“マネージャー”と“マネージャー以上の管理職”との格差が、特に中国人管理職登用が進む職種で大きくなってきています。語学では日本語(ビジネスレベル)の賃金が最も高く、賃金動向にインパクトを与える要因であることが示されています。しかし、日系企業の人材活用が成熟する中、業務遂行に必要なスキルの見極めが重要となる段階に進みつつあるとしています。



米連邦議会に関心を集める中国人民元問題

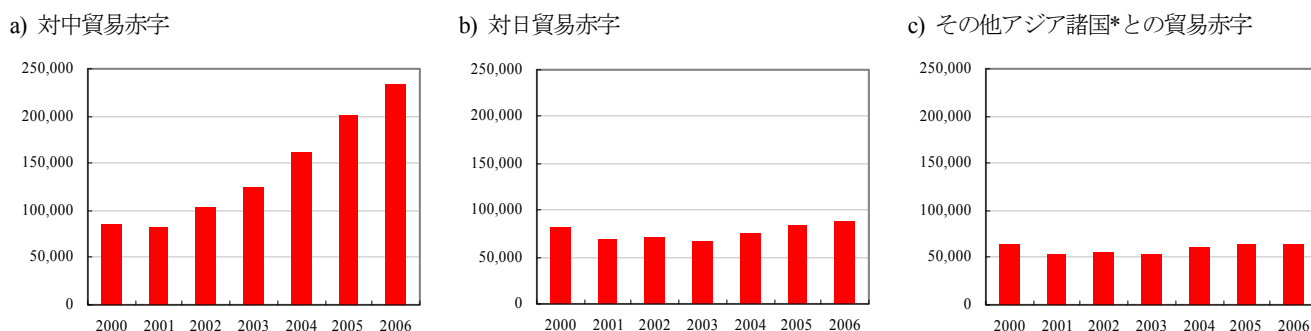
三菱東京UFJ銀行
ワシントン駐在員事務所
所長 奥 智之

中国人民元問題に対する連邦議会の関心が高まりつつある。Paulson 財務長官は 1 月 31 日、人民元問題について上院銀行委員会に証言。2 月 1 日には上院予算委員会が、1 日および 2 日には米中経済安全保障審査委員会が、それぞれ貿易赤字および対中政策に関する公聴会を開催した。議会両院では中国為替政策に対する制裁法案の審議が再び始められている。

【米国貿易赤字とアジア諸国通貨の趨勢】

1 月 31 日に発表された GDP 速報によると、2006 年第 4 四半期の米国純輸出赤字は前年同期比で実質 8.7% 縮小し（前期比では 7.5% 減）、同期実質 GDP 成長率を押し上げる一因となった（年率 3.5% 実質成長のうちの 1.64% に貢献）。通年では実質純輸出の赤字が 1995 年以来初めて減少し、前年比 0.24% 減となる 6,177 億ドルに縮小。アジア諸国との二国間貿易に焦点を絞ると、米国の商品貿易赤字成長率はほとんど大半のアジア諸国に対して減速。対中貿易赤字は 2005 年の 24.5% から 15.4% に、対日貿易赤字は同 9.2% から 7.2% に年間成長率を落とした。

図表 1：米国とアジア諸国の二国間商品貿易収支（単位：100 万ドル）



* 韓国、香港、シンガポール、台湾、タイ、マレーシア、インドネシア、およびフィリピン

出典：商務省経済分析局統計に基づき当駐在作成

米国における政策金利の据え置きや景気減速観測の台頭に伴い、米ドルは昨年後半を通じてユーロおよびアジア諸国通貨に対する下落基調を強めた。図表 2 は 2006 年年初の相場を 100 としてアジア諸国通貨に対する米ドルの為替相場変遷をグラフ化したものであるが、米ドル相場は日本円、台湾ドル、香港ドルを除く全てのアジア諸国通貨に対して下落した。とりわけ著しいのはタイバーツに対するドル価値の下落であるが、人民元に対するドル価は極めて緩やかな下降曲線を維持している。

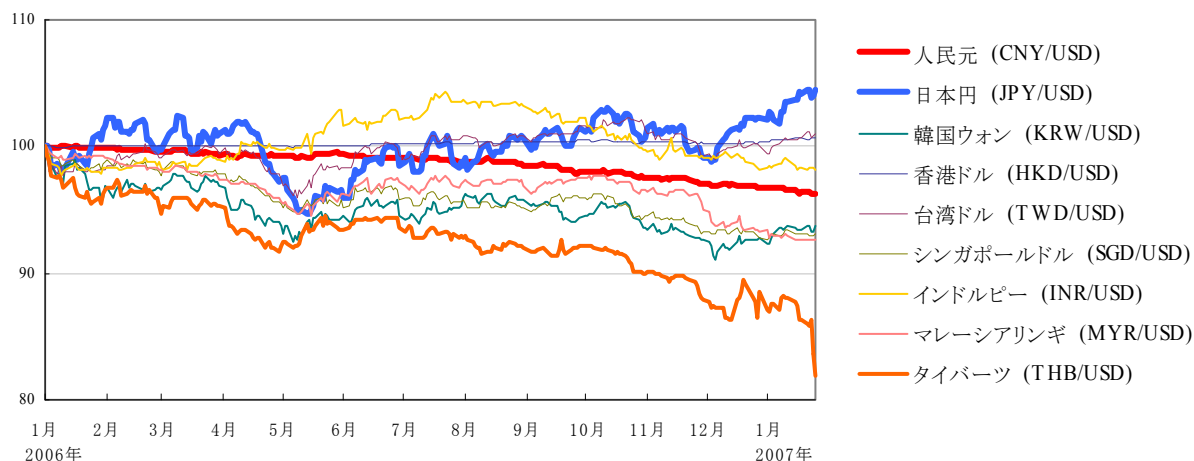
2005 年 7 月に中国人民銀行が管理フロート制を導入して以来 1 年半が経つが、米中間貿易収支の不均衡拡大にもかかわらず、人民元相場の調整は穏やかなペースに抑えられている。1 月末日付の人民元相場 (NY 正午) は、管理フロート制以降前の 1 ドル 8.2765 元から通算で 6.5% 上昇。昨年 1 年を通じた人民元相場の上昇は 3.4% に過ぎない¹。もっとも、中国人民元相場の対ドル上昇率はわずかながらにせよ足元で加速しつつあり、相場調整の更なる進展を期待する意見もある。今年 1 月 11 日には人民元の対ドル価値が初

¹ 連邦議会における審議では、人民元の対ドル相場は最大で 40% 過小評価されていると見積もられている。



めて香港ドルの対ドル価値を上回り、相場関係者の心理的な壁を打破した。1月31日付 Daily Report for Executives 紙によると、人民元問題に詳しい経済学者および政策関係者は、2007年の人民元相場上昇率を5%から10%と睨んでいる。

図表2：アジア諸国通貨に対するドル価値の趨勢（2006年1月3日の相場を100とする）



出典：セントルイス連銀「Federal Reserve Economic Data」を基に当駐在作成

【貿易赤字／人民元問題に関する公聴会】

一方、民主党主導の第110会期議会では中国を中心とする貿易赤字問題に対して強い関心を示している。1月31日にはHenry Paulson財務長官が中国人民元問題について上院銀行委員会に証言²。2月1日には上院予算委員会が経常収支赤字問題に関する公聴会を³、1日および2日には米中経済安全保障審査委員会⁴が中国問題に関する公聴会を開催した。

Paulson財務長官は1月31日の公聴会において、中国問題解決に対する意気込みを再度強調し、中国政府に人民元の自由化促進を求めることを今後2年間の財務長官任期の主要目標にすると述べた。財務長官は、中国政府に対する米国政府の統一の見解伝達を可能とした「米中戦略的対話」の効力に自信を示す一方、中国為替制度改革の遅々としたペースには満足していないと述べ、以下のように言葉を繋いだ：「中国の指導者は早急に動くことにリスクが伴うと信じているが、実際は私が彼らに論駁した通り、遅く動くことのリスクの方が大きい。中国はある意味で発展途上国とも考えられるが、同時に巨大で強力な国家だ。中国が改革のペースを上げない限り、国際社会の我慢も今に限界を超えるだろう。」 Paulson財務長官は、今後中国に求める具体的な改革内容として、以下の4項目を挙げた。

- 為替相場の日中変動を制限する規制最大変動幅を段階的に広げる。
- 中央銀行の外国為替市場介入を段階的に削減する。

² 同日の公聴会には、財務長官の他に米労働総同盟産別会議 (AFL-CIO) Richard Trumka 財務書記、全米製造業協会 (NAM) Michael Campbell 副会長、Peterson 国際経済研究所 (旧国際経済研究所) Fred Bergsten 所長、Carnegie 国際平和財団 Albert Keidel 氏が証言している。

³ Peterson 国際経済研究所 Bergsten 所長および William Cline 上級研究員、Bear Stearns 主任国際経済エコノミスト David Malpass 氏が証言。

⁴ U.S.-China Economic and Security Review Commission : 2001 年国防権限法によって設立された調査委員会で、専門家12名のコミッショナーとそのスタッフから成る。



- 資本市場の基本部品である債券市場とイールドカーブを発展させ、外国為替の流出入を吸収すると共に、為替リスクに対するヘッジ手段を提供する。
- 中央銀行はインフレーションを回避するための明確な政策目標を設定し、中国通貨の価値への信認を与える。

財務長官は上記の手段を通じて人民元の自由化を早急に進めることが不可欠であると主張する一方、米中間の貿易不均衡を為替調整だけで解決することは不可能であると指摘。中国の過剰貯蓄は脆弱な社会保障制度に起因していると述べ、こうした問題に対する構造改革抜きでは同国経済を個人消費主導の自律経済に再構成することはできないと指摘した。財務長官はまた、参席議員が製造業雇用の喪失に対して持つ懸念に一定の理解を示す一方、中国との貿易は米国の国益に適うと強調。米国が民間航空機、電気機械、医療機器などの付加価値の高い製品を中国に輸出しているのに対し、構成部品の大部分を周辺アジア諸国からの輸入に依存する中国の「組立工業」は相対的に付加価値が低いと述べ、貿易の利益を二国間貿易赤字の統計から端的に判断するのは誤りであると指摘した。

民主党を中心とする上院議員は財務長官の発言に懐疑的な質問を繰り返した。Christopher Dodd 上院議員（民コネティカット）は中国の「不正貿易」によって失われた米国の製造業雇用に言及し、Bush 政権の対中政策に対する不満感を明確に示した：「我が国からは 300 万人の製造業雇用が失われ、自国の国民を省みることなく軍備増強に税金を費やすその国（中国）は『そんなに早く（為替改革を）行うことはできない』などと不平を述べている。こんな状況で、連邦議会は事の進展に関するあいまいな定義を聞けば満足すると思ったら大間違いだ。」

貿易不均衡是正を求める民主党議員の主張は、2 月 1 日の上院予算委員会公聴会で更に強められた。Peterson 国際経済研究所の Fred Bergsten 所長は双子の赤字問題に注意を喚起する一方、破壊的なドルの暴落は国際収支不全の側面から生じかねないと指摘。ドル価値の急落は輸入価格上昇を通じたインフレ高騰、金利上昇、民間投資後退によって米国経済を景気後退に陥れる危険性があると警告し、ドル相場の段階的な下落を通じて経常収支赤字を徐々に縮小することが望ましいと述べた。Bergsten 所長は、経常収支均衡には 40%のドル価値下落が必要であると見積もる一方、GDP 対比 50%の対外債務は維持可能であると述べ、必ずしも赤字均衡を達成する必要は無いとの見解を表明。現時点で米国ドルの為替相場は 20%過大評価されているが、GDP 比 7%の経常赤字を GDP の 3%まで削減できれば急激なドル暴落は回避することができると主張した。Peterson 国際経済研究所の William Cline 上級研究員は、今後経常赤字を半分に削減するためには貿易加重平均ベースでドル相場を 15%から 20%引き下げる必要があるとの推算を伝えている。

【不正貿易／為替操作に対する対策】

商務省および通商代表部（USTR）は 2 月 1 日、通商国の不正貿易助成政策に関する年次報告を発表⁵。中国は WTO 規則に違反する不正貿易助成を多々行っていると指摘し、同国に引き続き違反貿易助成の撤廃を求めていく方針を示した。連邦議員の間には中国の人民元政策を WTO 規則違反として国際的に提訴すべきとの主張が高まっているが、Bush 政権はこうした要求をこれまで悉く退けてきた。

今年の連邦議会においても、対中圧力の強化を目的とする様々な法案審議の動きが既に見え始めている。Debbie Stabenow 上院議員（民ミシガン）は 1 月 31 日、通商国の協定違反取締強化を目的とする法案（S.445）を提出。同法案は通商代表部の内部に協定違反取締を目的とした独立部署を設けるもので、貿易協定違反の一環として通商国の不正為替操作を対象とすることが考えられている。同法案の共提案者

⁵ Subsidies Enforcement Annual Report to the Congress : 原文は以下のウェブサイトにて入手可。
<http://ia.ita.doc.gov/esel/reports/seo2007/seo-annual-report-2007.pdf>



Lindsey Graham 上院議員（共サウスカロライナ）は同日、大統領の通商促進権限の更新可否は同法の審議に併せて考慮されるべきだと主張。Graham 上院議員はまた、Max Baucus 上院財政委員長（民モンタナ）、Charles Grassley 上院議員（共アイオワ）、Charles Schumer 上院議員（民ニューヨーク）と共に、中国の不正為替操作に対する対策を引き続き検討する所存であると発言した。下院においては1月31日、Duncan Hunter 下院議員（共カリフォルニア）およびTim Ryan 下院議員（民オハイオ）が通商国による「為替相場の不正操作（manipulation）」を再定義し、当局通貨介入を違法輸出助成と認識する「公正通貨法」案を再度提出。同法案が昨年議会に提出された際には、下院議員178名が共提案者として名前を列ねた。

連邦議会のこうした動向は今に始まったことではないが、民主党が多数を占める今年の議会の動きには引き続き注視を続ける必要があると考える。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 ワシントン駐在員事務所 奥 智之、前田武史

e-mail address : tmaeda@us.mufig.jp

以下の当行ホームページで過去20件のレポートがご覧になれます。

<https://reports.us.bk.mufig.jp/portal/site/menuitem.a896743d8f3a013a2afaace493ca16a0/>



「香港再考 ～ 香港拠点の有効活用を考える」

第5回：「投資拠点としての香港の活用 ①」～税制面のメリットを考える ／中国の「新企業所得税法」の行方も踏まえて

三菱東京 UFJ 銀行
香港支店 業務開発室
支店長代理 江上 昌宏

同連載では、「香港再考」と題して、改めて香港活用のメリットを見直すために“日系企業の香港拠点による新たなビジネススキーム”を考えています。今回から2回にわたり、“投資拠点”としての香港の活用スキームについて考えてみたいと思います。

1. 「投資拠点」として香港を活用する主なメリット

前回から日系企業の香港拠点の持つ「金融機能」に焦点を当て、香港の活用スキームを考えています。前回は「商流中継拠点」が持つ「金融機能」について述べましたので、今回は「投資拠点」としての香港の活用について採り上げます。「投資拠点」として香港を活用する主なメリットとして、「①税制面でのメリット」と「②CEPA 利用による中国投資のメリット」という2点にフォーカスし、今回は前者について考えてみたいと思います。

2. 「投資拠点」として税制面での活用メリットを考える

日系企業が香港拠点から投資を行うメリットとして、受取配当金が非課税であることによる税制面での優位性が挙げられます。ここでは、華南地区でご相談を受けることの多いひとつの例として、香港現法が100%出資の中国現法を広東省深圳市の経済特区に設立、そのリターンとして税引後利益から全額配当を受けるケーススタディで考えてみたいと思います。

(1) 日本本社から中国への投資

まず、香港現法からの投資と比較する意味で、現状、日本本社から中国への投資について配当利益の税効果がどのようになるかを簡単に試算してみたいと思います(図表)。経済特区の企業所得税率は15%、配当に対しては「外商投資企業及び外国企業所得税法」に基づき、源泉税が課されておらず非課税となります。中国現法に“100”の利益が計上されたと仮定すると、同例では、日本本社に支払われる配当金は税引後利益から全額配当するので、配当額は、利益から中国で支払うべき企業所得税“15”を利益から差し引いて“85”となります。通常、日本本社では、配当金に対し企業所得税が課税されますが、日本の税法上、二重課税を防止するために、企業所得税について外国税額控除制度の適用を受けることが認められています。そこで、日本の企業所得税の実効税率を40%、外国税額控除枠を充分に有していると仮定して税効果を試算してみると、①中国で納めた企業所得税分を「間接外国税額控除」として“15”、②日中租税条約に基づき、独資企業のケースでは、配当源泉税を20%の税率で課されたものとみなし(注)、「みなし直接外国税額控除」として“17”(85×20%)、さらに、③中国の標準税率(33%)で課税されたものとみなし、実際に中国



で発生する企業所得税分を除いた「みなし間接外国税額控除」として“18” $\{100 \times (33\% - 15\%) \}$ 、について外国税額控除を受けることが認められています。この結果、日本本社では、前提の通り、外国税額控除をフルに享受できれば、実質的に配当金全額となる“85”を内部留保とすることもできることになります（図表）。

(注)日中租税条約では、配当に関わる源泉税は10%以下に軽減されることになっています。ただし、日本のみなし税額控除については、同条約に関わるみなし外国税額控除に関する通達に基づき、租税条約で定められた税率による減免等に関わらず、合併企業からの配当は10%、それ以外からの配当は20%という一定税率をもとに課税される取り決めとなっています。

図表：日本本社からの直接投資

中国現法の税引前利益（100）
－ 深圳市の企業所得税率（15）
中国子会社の税引後利益・配当金（85）
－ 日本本社の法人税額（40）
＋ 日本本社の間接外国税額控除（15）
＋ 日本本社のみなし直接外国税額控除（17）
＋ 日本本社のみなし間接外国税額控除（18）
日本本社の利益（85）

ただし、今後については、その税効果が変わる可能性がある点には留意が必要と考えられます。その大きなターニングポイントは、2008年1月の施行が予想される「新企業所得税法」の施行かもしれません。現時点の新税法の草案段階では、内外資税制の統一が大きなポイントのひとつとなり、企業所得税率は一律25%に設定されるようです。前述の通り、現状、外資系企業には配当源泉税が課されていません。今回の草案では、同税についての明確な言及はないようですが、税制上の内外資統一に向けた動きが進むなかで、今後配当への課税が行われてくる可能性も否定できません。この場合、新税制の下で優遇対象企業の適用がなく^(注)、新税率の25%で課税されたとすれば、③の「みなし間接外国税額控除」がなくなることになります。さらに、今回の新税法施行に伴い、近い将来日本における課税の公平性・中立性の観点から日中租税条約が見直され、②の「みなし直接外国税額控除」の縮減等が行われる可能性もあります。そうなりますと、企業所得税（25%）について日本で外国税額控除が受けられたとしても、日本本社からの中国投資による税制上のメリットは、現状と比べ縮小することになります。

(注)「新企業所得税法」によると、ハイテク企業として認定を受ければ、優遇税率15%の適用が受けられる模様です。同認定基準は今のところ明らかではありませんが、既に発表されている「中国技術導入奨励目録」、「優先的に発展させるハイテク技術の重点領域指南（2007年版）」などをもとに、適用対象技術や業種が決定される可能性があると考えられます。

(2) 香港現法から中国への投資

次に、香港現法から中国への投資について同様に試算してみます。①中国で配当源泉税が非課税、②香港で受取配当金が非課税のため、この場合も、中国現法で計上された税引後利益“85”がそのまま配当されることになります。ただし、香港拠点で、その配当利益を留保せずに、日本へ配当した場合、日本本社では、配当金に対し企業所得税が課税され



ますが、(1) のケースと比較すると、日本・香港間では租税条約が締結されていないために、「みなし外国税額控除」が受けられず、税金支払額が増加してしまう結果となります。このように、現状については、中国に対する香港と日本からの投資を比較しますと、香港に配当利益を留保せずに日本に配当する場合においては、日本本社からの方が有利になります。ただし、香港が配当利益を留保すれば、どちらも大きな差はないと言えるかもしれません。

また、香港で配当利益を留保する場合、香港拠点からの方がさらに優位になる可能性があります。2006年に発表された「中国・香港間の二重課税回避・徴税漏れ防止協定」によれば、中国の外商投資企業からの配当については源泉徴収税率が10%から5%に引き下げられています。先述の通り、内外資税制の統一が議論となるなか、今後配当に対し源泉税が課されることになれば、日本に対しては租税条約の料率10%が適用されるのに対し、香港への配当については5%の源泉税の課税のみで完結することになりますので、日本からの投資に比べ税制面でのメリットを有すると考えることもできるでしょう。

こうしたなか、今後、香港を、中国現法など出資先からの配当利益を原資として、再投資拠点として活用すると、税制面のメリットを最大限享受できる可能性も出てきます。香港拠点は、業歴が長く、留保利益を蓄積している会社も多いので、その資金を有効に活用することにも繋がるでしょう。

他方、日本のタックスヘイブン対策税制には十分に留意する必要があります。同税制については、ここ1~2年、日本の国税当局による低課税国に対する適用が強化されてきている模様で、話題に上ることが増えてきました。仮に、香港が投資拠点機能のみにとどまる場合には、同税制の適用要件とされており、香港拠点の留保利益を日本本社の所得に合算課税されることになり、香港の税制面のメリットを享受することが難しくなってしまいます。また、同税制では、香港現法が来料加工形態でオペレーションを行う場合には、製造現法とみなされ、「所在地国基準」が適用されているほか、足許では、卸売機能を持つ香港現法も「非関連者基準」が適用されるなど、タックスヘイブン対策税制の適用除外条件を満たすことができず、追徴されるケースも見られてきています。このため、香港現法を投資拠点として活用する場合には、トレーディング等のビジネスを行うなどして、「非関連者基準」の適用除外条件である仕入・販売のどちらか一方で第3者との取引を50%以上行うといったことを充足しておく必要があるでしょう。

第6回では「投資拠点としての香港の活用②~CEPA利用によるメリット」を考えます。

文章中の記載事項は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう宜しくお願い申し上げます。その他専門的知識に係る部分については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。

(本稿は香港の週刊紙香港ポスト 2006年9月1日号、9月29日号掲載内容に加筆したレポートです)

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所：8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email：Masahiro_Egami@hk.mufg.jp

TEL：852-2823-6991 FAX：852-2823-6744



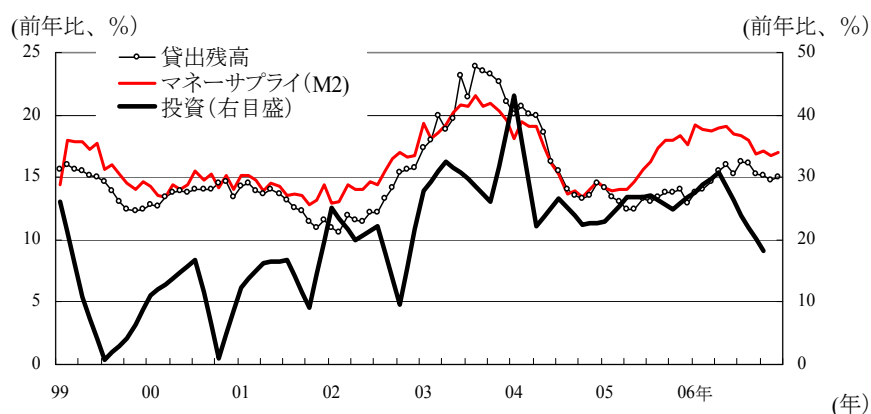
中国経済見通し

三菱東京UFJ銀行
経済調査室
香港駐在 范小晨

1. 現状：4年連続で10%を超えるGDP成長率

中国の2006年通年のGDP成長率は10.7%と、4年連続の二桁成長となった。ただし、四半期でみると第2四半期の前年比11.5%をピークに第3四半期同10.6%、第4四半期同10.4%と減速傾向で推移している。固定資産投資は第2四半期の前年比+30.9%から第3四半期には同+23.9%、第4四半期には同+18.2%と減速し、2006年通年でも同+24.0%と、前年(同+26.0%)より伸びが低下した。一方、マネーサプライ(M2)は6月の前年比+18.4%から12月には同+16.9%まで伸びが鈍化し、また貸出の増勢にも若干歯止めがかかりつつある。

第1図：中国の投資と金融指標



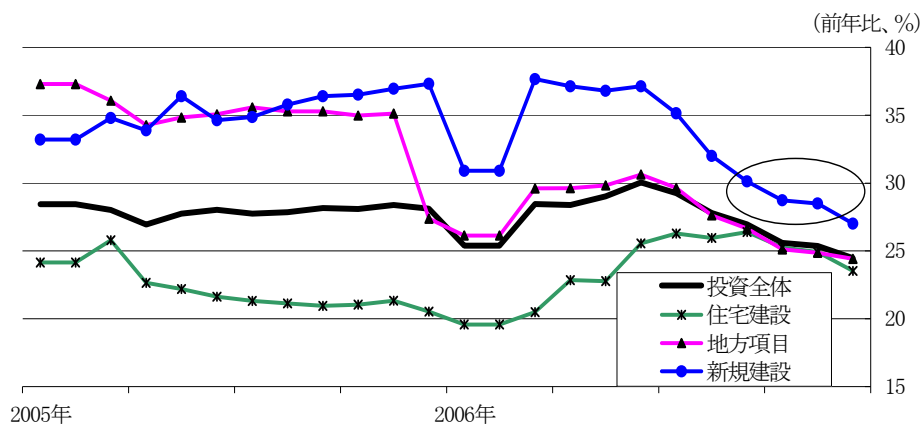
(注) 投資は全社会固定資産投資の四半期ベース、その他は月次ベース。
(資料) CEIC等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成。

2005年からの投資の過熱局面において、とりわけ大きく増加した項目は、地方政府関連の投資、新規建設投資、および住宅関連投資であったが、2006年半ば以降、地方政府関連の投資と住宅関連投資の増加ペースが低下に転じた。また、沈静化の気配がみられなかった新規建設投資も第3四半期以降急速に鈍化した(注)。2006年の実績を地域別にみると、開発の遅れた中部、西部がそれぞれ前年比+33.1%、同+25.9%と、投資が集中した東部(同+20.6%)より高い伸びを示し、地域間のバランスが改善に向かっている。土地政策、産業政策、金融政策といった多分野に亘る一連の引き締め政策の効果が窺われる。なお、投資抑制策に抵抗を続けていた上海市の共産党委員会書記が解任されたことも、中央政府によるスムーズな政策運営にプラスの効果があったとみられる。

(注) いずれも都市部固定資産投資の動向。



第2図：新規建設項目伸び率の低下による投資減速



(注) データは全て都市部固定資産投資の月次累計ベースを使用。
(資料) CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室作成。

ただし、実績作りなどを理由とした地方政府の投資意欲が依然として旺盛である点、および過剰流動性が解消しない点には注意が必要である。こうしたなか、中国人民銀行は、預金準備率を1月15日に0.5%ポイント引き上げた。さらに、2月25日にも0.5%ポイントの引き上げが実施される予定である。これは2006年6月から5回目の引き上げとなり、この結果、預金準備率は10%となる。投資やマネーサプライの伸びが鈍化するなかでの金融引き締めの実施は、当局が今後も引き締め政策を継続するとのスタンスを明らかにしたことを意味しよう。

一方で、これまでの投資拡大を背景とした生産能力増強が輸出力を高めたこともあり、輸出は2006年通年で前年比+27.2%と高めの伸びを続けた。輸入が同+19.9%と輸出の伸びを大きく下回ったことから、貿易黒字は1,775億ドルと、前年に比べ増加した。2007年に入ってから輸出は拡大基調を持続しており、1月の輸出は同+33.3%と2006年12月の同+24.8%から増加ペースが拡大した。また、輸入も同+27.5%と、12月の同+25.4%から若干加速した。

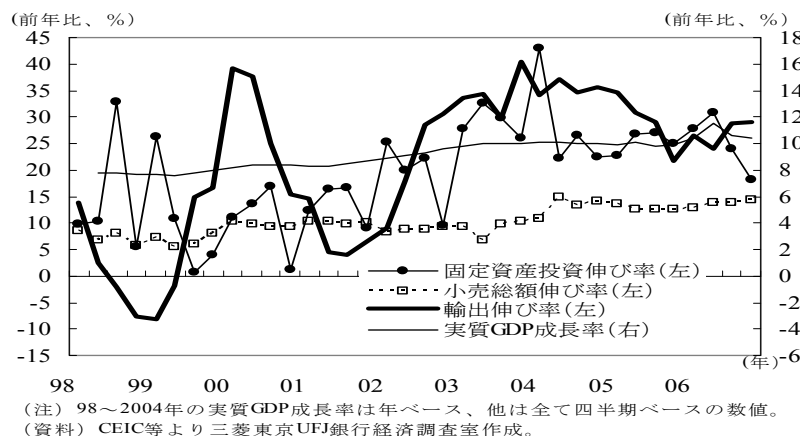
物価は依然安定傾向を維持しており、2006年の消費者物価上昇率は前年比1.5%と、2005年の同1.8%から低下した。2007年1月も同2.2%と2006年平均からは幾分伸びを高めながらも落ち着きを維持している。

2. 見通し：投資と輸出の減速によって2007年のGDP成長率は小幅低下

従来の投資・輸出主導型成長から消費主導型成長への転換は、中国のマクロ経済政策上の中期的な目標であるが、現時点では依然として投資と輸出の伸びの高さが目立っている。当局は、当面の間、経済成長の「質」の向上を目指し、現在の「粗放型」生産・投資を牽引役とした経済成長パターンを転換させるため、産業政策と金融政策を併用して、過剰投資の抑制、貿易黒字の削減を図ると考えられる。

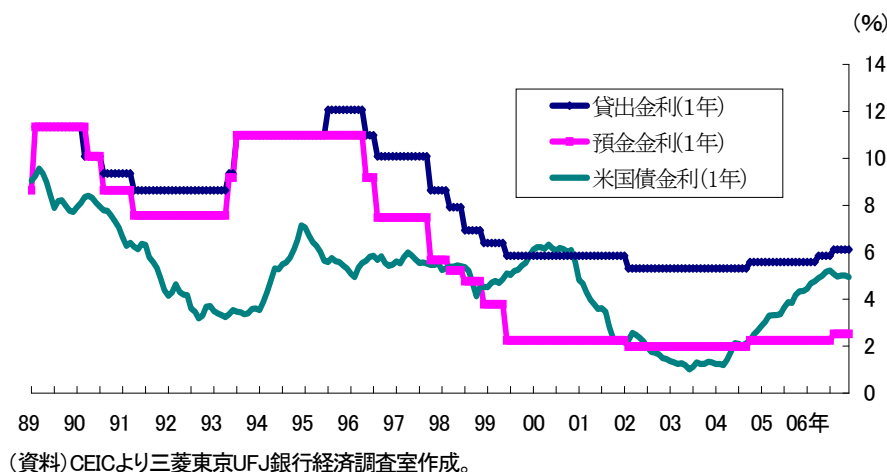


第3図：中国のGDP、投資、輸出の推移



生産能力の過剰および過剰流動性による資産価格の急上昇を防ぐため、引き締め策は継続されよう。国家発展計画委員会は、生産過剰の業種に関して環境保護、技術力、安全性、用地取得、省エネなどの面で投資に関する規制を厳格化し、投資拡大の制御を続ける可能性が高い。また、人民銀行は、過剰流動性への対策として、預金準備率引き上げ、手形発行による公開市場操作、窓口指導に加え、預金金利と貸出金利の引き上げを実施しよう。しかし、景気の急減速や、米中金利差の縮小を通じたホットマネーの流入を懸念して、引き上げは小幅にとどめると予想する。こうした当局の政策を受け、投資は減速基調を続ける見通しであるが、①インフラ整備、生産の高度化・大規模化への投資ニーズは底堅いこと、②中央政府はオーバーキルによる本格的な景気低迷を避けるとみられることから、その程度は緩やかにとどまろう。

第4図：中国の預金と貸出金利



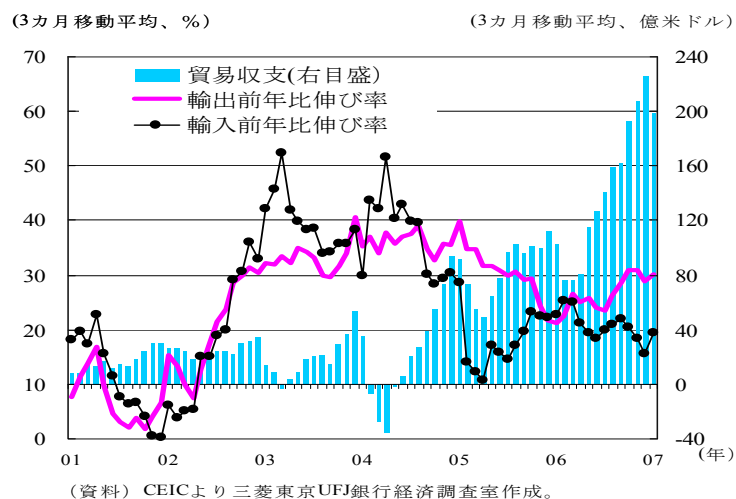
貿易に関しては、商務部をはじめ中国当局は黒字拡大に伴う貿易摩擦を回避するため、輸出付加価値税の還付率引き下げなどの輸出抑制策を拡充しつつあり、また、輸入面では政府主導の大型購買活動が活発化する見込みである。しかし、①生産能力拡大による中国企業の輸出力強化、②国内製品による輸入代替効果、③先進国における中国へのハイテク輸出規制、④人民元相場上昇が小幅にとどまっていること、などを考慮すれば、輸出は、2006年に比べ増加ペースは低下するものの、2007年平均で前年比20%を上回る伸びを維持する見通しである。また、輸入は増加の勢いが拡大するとみられるものの、2007年平均でみれば、2006年(同+19.9%)を若干上回る程度にとどまろう。この結果、2007年の貿易・経常黒字額は前年より拡大することが予想される。

人民元相場の上昇ペースが緩慢にとどまるなか、資本流入に伴う過剰流動性を背景とした資産バブルへ



の懸念が熾り続けている。また、貿易黒字に目立った縮小がみられないため、欧米を中心とする海外からの人民元切り上げ要求は依然として根強い。ただし、当局は、労働集約型の輸出企業への配慮から、人民元相場的大幅な上昇を避けるスタンスを維持しよう。貿易黒字が巨額に達していることから、上昇ペースは前年（3.2%）より加速するものの、その度合いは若干にとどまり 2007 年通年で 5% 程度となろう。

第 5 図：中国の貿易動向



以上を勘案すれば、投資と輸出の緩やかな減速によって実質 GDP 成長率は小幅ながら低下する見通しである。2007 年の成長率は 10.0%と予想する。物価は依然安定基調を続けよう。ただし、環境保護コストの転嫁を通じ、エネルギー・資源関連価格が上昇傾向にある。また、農民所得向上政策により食品関連価格も上昇する公算が大きい。消費者物価上昇率は 2007 年平均で前年比 2.3%と、前年の同 1.5%から幾分加速すると予想する。



第1表：アジア経済見通し総括表

GDP規模		実質経済成長率(%)			消費者物価上昇率(%)			経常収支(億米ドル)		
2005/bilU\$		2005年	2006年	2007年	2005年	2006年	2007年	2005年	2006年	2007年
中国	2,224.8	10.4	10.7	10.0	1.8	1.5	2.3	1,608	2,375	2,732
韓国	793.1	4.0	5.0	4.3	2.8	2.2	1.8	150	61	7
台湾	346.1	4.0	4.6	4.3	2.3	0.6	1.4	161	233	240
香港	177.7	7.3	6.5	5.1	0.9	2.0	3.5	197	179	185
シンガポール	117.9	6.6	7.9	5.5	0.5	1.0	1.7	333	380	390
NIEs	1,434.8	4.6	5.3	4.5	2.3	1.7	1.9	840	853	821
インドネシア	276.0	5.6	5.5	5.9	10.5	13.1	6.2	3	95	82
マレーシア	130.8	5.2	5.8	5.4	3.0	3.6	2.7	199	235	242
タイ	168.8	4.5	4.8	4.3	4.5	4.7	2.8	▲79	32	14
フィリピン	97.7	5.0	5.4	5.1	7.6	6.2	4.2	20	38	35
ASEAN 4	673.2	5.2	5.4	5.3	7.1	8.1	4.4	143	400	373
アジア9カ国・地域	4,332.9	7.7	8.1	7.4	2.8	2.6	2.5	2,591	3,628	3,926
インド	775.4	9.0	8.6	7.7	4.2	6.5	5.2	▲91	▲176	▲190
		見込み → 見通し			見込み → 見通し			見込み → 見通し		

(注) インドは年度(4月～3月)ベース。

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 経済調査室

ホームページ(経済・産業レポートとマーケット情報) : http://www.bk.mufg.jp/rept_mkt/index.html



広東省の玩具産業の事業環境について

三菱東京UFJ銀行
企業調査部 香港駐在
調査役 永井 隆太

広東省は、欧米や日本の大手玩具メーカーへの OEM 供給などを行う香港の玩具メーカーの生産拠点が集中し、世界の玩具の 5 割以上を生産する一大玩具生産地となっている。しかしながら、ここ 2～3 年、原材料価格の高騰、人件費の上昇、人民元高といったコスト面での事業環境悪化に加え、欧米を中心とした環境規制や品質基準の厳格化など、広東省の玩具産業の事業環境は相対的に悪化している。そこで本稿では、こうした事業環境の変化が与える影響について概観するとともに、各企業の目指すべき方向性についてまとめた。

1. 広東省の玩具産業について

(1) 世界の玩具市場

世界の玩具市場の推移をみると、ここ数年は年率数%増程度で推移しており、小売額ベースで 850 億ドル前後に達している。その内訳をみると、テレビゲームや電子ゲームといった電子玩具の伸びが相対的に高い一方で、プラスチック玩具やぬいぐるみといった伝統的な玩具の市場は伸び悩んでいるとみられる^(注)。

(注) 新聞報道によれば、米国の玩具博覧会で出品された玩具のうち 75%が半導体を搭載したものであり、また米国の玩具雑誌に掲載されている売れ筋玩具 12 種のうち、電子部品を搭載していないものはわずか 3 種という。

(2) 広東省の玩具産業の概況

①生産・輸出の状況

中国の玩具輸出は輸出額ベースで約 140 億ドルに上り、世界の玩具の約 7 割は中国製だといわれている^(注)。そのなかでも、農村地域からの低廉な労働力や周辺産業の集積に加え、香港を拠点とした加工貿易に有利という地理的条件を背景に、広東省に生産が集中している。広東省の 2005 年の玩具生産は約 1,075 億元 (約 130 億ドル)、輸出額は中国全体の 8 割弱を占める約 108 億ドルに達している状況。

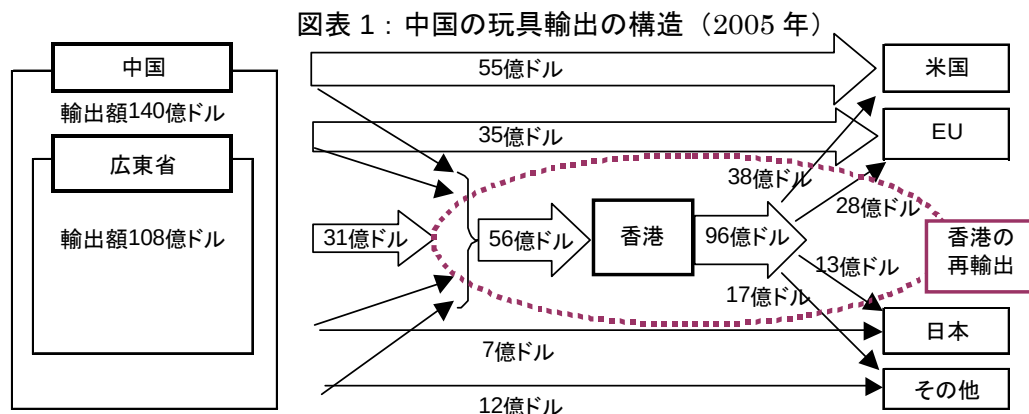
広東省を主とした中国からの玩具輸出の輸出先をみると、4 割近くが米国向け (55 億ドル) となっており、次いで EU (35 億ドル)、香港 (31 億ドル) の順。ただし香港側の統計によれば、再輸出に向けられる中国からの玩具輸入は 56 億ドルにのぼり、中国からの玩具輸出の 4 割が香港経由の再輸出になっている計算 (図表 1)。

なお、輸出額の推移をみると、テレビゲーム類の生産集中に牽引される形で全体の輸出額は順調に増加しているものの、プラスチック玩具などの伝統的玩具の輸出は、中国全体においても広東省においても、伸び悩んでいる状況。

(注) なお、小売ベースの世界の玩具市場は約 850 億ドルであるから、7 割を占める中国製玩具の小売ベースの金額は約 600 億ドルになるはず。中国製玩具は、一般に、香港企業 (大手玩具メーカーの OEM メーカー) →米国・日本などの大手玩具メーカー→玩具小売企業というサプライチェーンを経て消費者に届く。香港企業として Lung Cheung International Holdings、大手玩具メーカーとして米 Mattel、小売企業として米 Toys “R” us を例にとれば、各企業の原価率はそれぞれ、約 71%、約 54%、約 68%であるから、1



ドルで輸出された中国製玩具は、 $1 \div 0.71 \div 0.54 \div 0.68 = \text{約 } 3.83$ ドルで消費者に販売される計算。これを中国の玩具輸出額 140 億ドルに当てはめれば、小売金額は約 536 億ドルとなり、上記サプライチェーンの外部に存在する付加価値（たとえば著作権など）にも鑑みれば、世界市場の 7 割が中国製とする一般認識は概ね妥当性があるといえる。



（資料）China Customs Statistics Yearbook, Hong Kong External Merchandise Trade などより作成。

図表 2：玩具輸出額の推移

（百万ドル）

	2001	2002	2003	2004	2005	2005年 1～6月	2006年 1～6月
中国全体	6,914	9,109	10,177	10,954	14,018	5,023	6,029
伝統玩具	6,017	6,615	7,239	7,453	7,637	2,733	2,833
電子ゲーム	896	2,494	2,937	3,501	6,381	2,290	3,196
広東省	-	-	-	-	10,792	-	-
伝統玩具	3,688	3,955	4,230	4,467	4,537	1,651	1,680
電子ゲーム	-	-	-	-	6,255	-	-
広東省の比率	-	-	-	-	77.0%	-	-

（資料）CEIC Data Co., Ltd、新聞記事 より作成。

②参入企業の状況

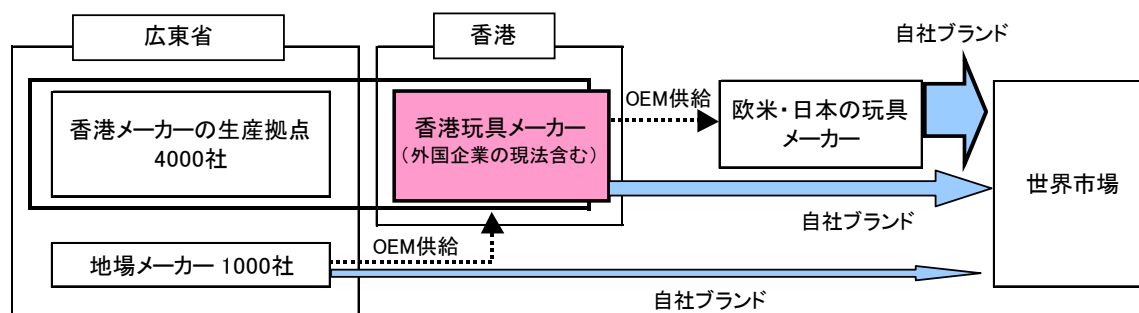
広東省には 5,000 社以上に上る玩具メーカーが存在するとみられるが、うち国有企業もしくは年商 500 万元（約 7,500 万円）以上の非国有企業は 508 社。また、輸出企業は 3,100 社以上存在するが、輸出額 1,000 万米ドルを超える輸出企業はわずか 37 社であり、こうしたことから、広東省の玩具業界においては、多数の中小・零細企業が乱立している状況といえる。

こうした玩具メーカーの多くは、主に欧米や日本の大手玩具メーカー向けに OEM 供給などを行う香港玩具メーカーの委託加工工場、もしくは日本などの玩具メーカーの香港現法が持つ委託加工工場となっており（注）、広東省で生産した玩具を香港経由で欧米・日本に再輸出する香港企業が広東省の玩具産業の主な担い手になっている（図表 3）。

こうした香港上場の玩具メーカー 7 社の業績をみると、ここ 1～2 年は売上高が伸び悩み・減少していることに加え、足元 2006 年 6 月期では営業赤字に転落している企業もみられる状況（図表 4）。

（注）広東省の玩具輸出の 7 割近くが加工貿易によるものとなっている。また、広東省の玩具メーカー 5,000 社のうち 4,000 社以上が香港からの投資によるものだとされる。

図表3：広東省の玩具産業の構造



(資料) 各種資料より作成。

図表4：玩具メーカー香港上場7社の業績推移 (百万 HK ドル)

	2002	2003	2004	2005	2005/6	2006/6
売上高	4,364	5,252	5,758	5,721	2,186	1,958
前年比	-	20.4%	9.7%	▲0.7%	-	▲10.4%
営業利益	355	462	402	214	38	▲36
営業利益率	8.1%	8.8%	7.0%	3.7%	1.7%	▲1.9%

(注) 上記は香港上場の玩具メーカーのうち 12 月決算の 7 社 (Kader Holdings, Sewco International Holdings, Kiu Hung International, RBI Holdings, Playmates Holdings, Hutchison Harbour Ring, Dream International) の合計値。玩具事業以外も手掛ける企業については、玩具セグメントのみの数値を使用。

(資料) 各社アニュアルレポートより作成。

2. 広東省の玩具産業を取り巻く環境

このように、広東省の玩具産業は、香港経由の輸出を通じて世界市場の一大生産拠点としての役割を果たしてきたが、足元では特に伝統的玩具の輸出が鈍化したり、広東省に生産拠点をもつ香港企業の業績悪化が見られる。こうしたことの背景としては、下記のように取り巻く環境が厳しさを増していることが挙げられる。

(1) 生産コストの上昇

① 原材料コストの高騰

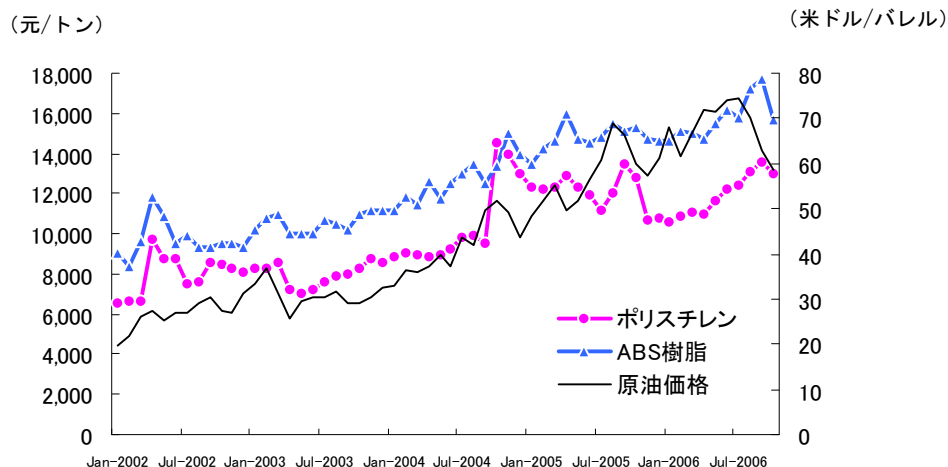
玩具に多く用いられているポリスチレンや ABS 樹脂の価格推移を見ると、ここ 2～3 年の原油価格の高騰や高値推移を背景として上昇傾向が続いており、足元の価格は 2002 年初頭と比較して 1.5～2 倍程度、年率平均でも 12～13% 程度で上昇している (図表 5)。

プラスチック製玩具の生産比率によって各企業が受けるインパクトは異なるものの、プラスチック製玩具だけでみれば、生産コストの 6～7 割程度がプラスチック調達コストで占められるともいわれるため、単純計算で年率 7～9% 程度の生産コスト上昇要因となっている。

今後は展望しても、原油価格は一時期と比較すると落ち着きを取り戻しているものの、当面は 2～3 年前と比較すれば高値圏で推移すると考えられることから、プラスチック価格も高止まりが予想される。



図表 5：ポリスチレン・ABS樹脂・原油の価格推移



(注) 原油価格は各月の中間値のデータ。

(資料) CEIC Data Co., Ltd、Bloomberg より作成。

②人件費の上昇

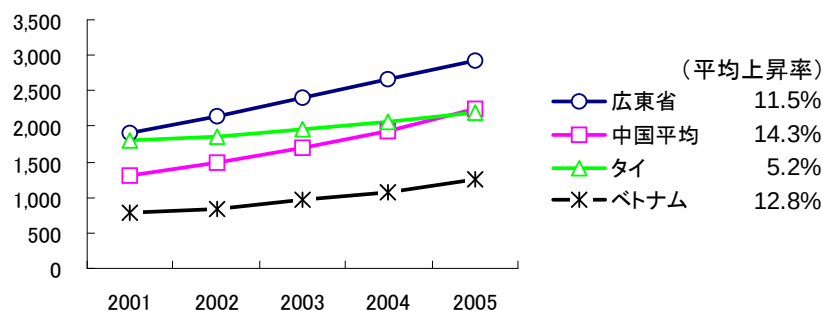
これまで広東省の玩具産業が発展してきた要因の一つとして、低廉な労働力による生産コストの低さが挙げられる。しかしながら、90年代後半以降、外資系企業を含めた広東省への生産集中やそれに伴う経済発展を背景として、広東省の平均賃金は毎年2桁ペースでの上昇を続けており、特に足元1～2年は、最低賃金の引き上げが著しいこともあり、米ドルベースでみた広東省の平均賃金はすでにタイを超える水準に達している（図表6、7）。

一般に玩具メーカーは、エレクトロニクスメーカーなどと比較してコストに占める人件費の比率が高く、売上高人件費比率が10%を超えるのが通常。そのため、こうした人件費上昇が年率2%程度のコストアップ要因となっている計算。

実際、香港上場の玩具メーカーの売上高人件費比率をみると、ここ数年上昇基調にあり、最近3年間で売上高人件費比率が数ポイント上昇している（図表8）。

今後を展望すると、中長期的には農村から都市への人口移動がさらに活発になることにより労働供給量自体は今後増加する可能性もあるが、当面は比較的高い経済成長が予想されることから、賃金の上昇圧力は強い状態が続こう。

図表 6：広東省の賃金上昇の他地域との比較（ドル/年）



(資料) CEIC Data CO., Ltd より作成。



図表 7：広東省主要都市における最低賃金の推移（元/月）

		2003	2004		2005		2006(案)	
広州		510	510	0.0%	684	34.1%	800	17.0%
深圳	特区内	600	610	1.7%	690	13.1%	850	23.2%
	特区外	465	480	3.2%	580	20.8%	750	29.3%
東莞		450	450	0.0%	574	27.6%	700	22.0%
汕頭		450	450	0.0%	574	27.6%	700	22.0%

(注) 各年右列は前年比上昇率。

(資料) ジェトロ「通商弘報」(2006年5月23日付)。

図表 8：香港上場玩具メーカーの売上高人件費比率推移

	2002	2003	2004	2005
売上高	1,422,462	1,401,669	1,438,469	1,357,836
人件費(除く役員報酬)	180,943	194,221	213,347	221,642
売上高人件費比率	12.7%	13.9%	14.8%	16.3%

(注) 売上の急激な増減に対しては来料加工工場（労務費が自社グループの人件費に含まれない）への生産委託増減で対応するケースが考えられるため、対象となる4年間の各年度間で売上増減が20%以上となる企業を除いて集計してある。その結果、上記の集計対象企業は、Lung Cheong International, RBI Holdings, Kiu Hung International の3社と少ない点に留意が必要。

(資料) 各社アニュアルレポートより作成。

③人民元改革による人民元の上昇

中国からの活発な輸出による経常収支の黒字や諸外国からの直接投資による資本収支の黒字を背景に、2005年7月の人民元改革以降、人民元の対ドルレートは緩やかながらも上昇を続けており、足元では改革以前と比較して、約5.5%上昇している状況（図表9）。

広東省の玩具産業においては、加工貿易が主流で原材料の多くを輸入に頼っているケースが多いため、人民元ベースのコストは生産コスト全体の4割程度とみられるが、それでも、人民元上昇によって、人民元改革実施前と比較して2%程度、年率でみても1.5%程度は米ドルベースの生産コストが上昇している計算^(注)。

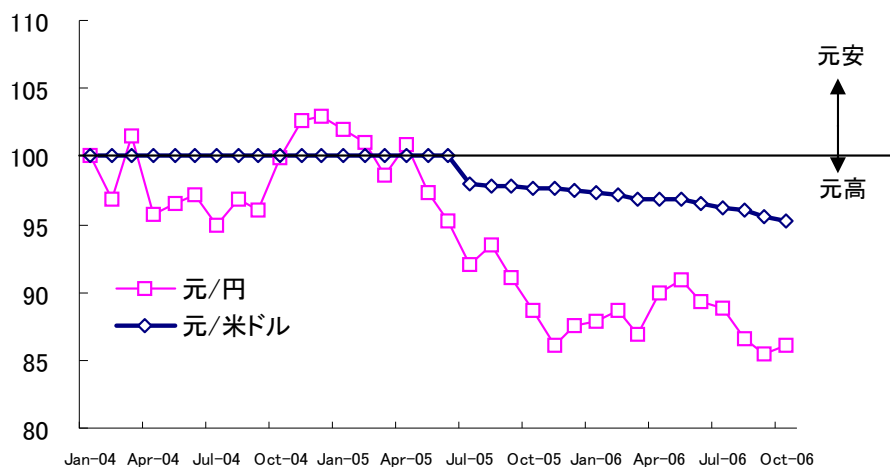
なお、日本の玩具メーカー向けに販売している企業で円建て取引を行っているケースにおいては、納入先に対する円建て価格の引き上げが容易には進まないとみられることから、ここ最近の円安基調のなかではさらに大きな収益圧迫要因となっている可能性もある。

今後を展望すると、中国政府が増値税還付率の調整や一部製品における加工貿易禁止などを通じて輸出の急激な伸びを抑制する政策をとっているため、従来と比較すれば輸出の伸びは減速する可能性があるものの、産業全体でみた生産拠点としての中国の優位性が大きく崩れるとは考えにくいことから、当面は経常収支の黒字構造が続くとみられる。また、中国企業の対外投資の規制緩和などを通じて中国からの資本流出が増える可能性があるが、諸外国からの中国への投資も高水準で推移するとみられることから、資本収支が経常収支の黒字を吸収するほどの赤字に転ずるとも考えにくい。こうしたことから、少なくとも米ドルとの関係でいえば、当面は緩やかながらも構造的な元高の流れが続こう。

(注) 香港に上場する玩具メーカーの場合、販売は米ドルベース、コスト支払は人民元もしくは香港ドルベースというケースが多い様子。



図表9：人民元の対ドル・円レートの推移



(注) 上表は2004年1月を100とした場合の推移を示したもの。

(資料) Bloomberg より作成。

④コスト上昇が玩具メーカーの収益に与える影響

(ア) コスト上昇度合い

こうした主たるコストアップ要因を総合すると、図表10のように、プラスチック玩具を主体にしているかどうかで影響度は異なるものの、年間で数%～10%超程度のコスト上昇要因になっていると推定される。

図表10：広東省の玩具産業が受けるコスト上昇

	コストに占める比率	価格上昇率(年率)	コスト上昇率
プラスチック	10数%～70%	13%程度	2～9%
人件費	10数%	12%程度	2%
人民元	約4割	年率平均3.5%程度	1.5%
合計	—	—	5.5%～12.5%

(資料) 各種資料、ヒアリングより作成。

(イ) 納入先への価格転嫁度合い

広東省や香港の玩具メーカーの多くは、欧米・日本などの玩具メーカーへのOEM供給を主体としている企業が多く、納入先企業に対する価格交渉力が強いとはいえない。したがって、こうしたコスト上昇分の価格転嫁は、特にOEM品の場合は容易ではない様子。

ある香港企業からのヒアリングによれば、納入先に価格転嫁できる比率は、OEM品の場合はコスト上昇分の良くて2割程度に留まるとのこと。

一方、自社ブランド品の場合は、特に2006年のクリスマス商戦向け商材については、広東省における生産コスト上昇が周知となったこともあって、コスト上昇の4割程度を価格転嫁できているケースもある模様。

(ウ) 納入先との値決めサイクルについて

ただし、広東省や香港の玩具メーカーと納入先企業との間の値決めは、OEM品に関しては、毎年1～2月の商談会の後にその年の年末までの価格を決定するのが一般的なケース。したがって、その間の9ヶ月程度の間に発生する原料価格や労働コストの上昇、人民元高等によるドルベ



ースのコスト上昇分は、基本的には生産企業側が負担することになる^(注)。

したがって、OEM 品の場合は、かりにコスト上昇の一部が価格転嫁できた場合でもそれは翌年の価格にしか反映されないため、コストが継続的に上昇する環境下においては、実質的にはコスト上昇を生産者が負担する結果となっている。

(注) 自社ブランド品の場合は、各社ごとの取引関係によっても異なるが、10 月頃に価格の最終決定がされるケースもある様子。

(エ) コスト上昇が玩具メーカーの収益に与える影響

こうしたことから、生産コストの上昇を 10%程度と仮定して試算すると、自社ブランド品では場合によっては利益下押し要因は 6%程度に留まるものの、OEM 品では 10%のほとんどが利益下押し要因として作用している可能性もあるといえる。

(2) 先進国における環境規制や業界認証

これまでみたようなコスト上昇要因に加えて、欧米諸国を中心として、環境規制が強化されたり、業界認証取得が納入条件になるなどの動きもみられる。

① 相次ぐ環境規制や安全基準の強化

特に欧米諸国において環境意識が高まるなか、EU 諸国では 2005 年 8 月から WEEE 指令が、2006 年 7 月から RoHS 指令の適用が開始された。WEEE 指令は、電子電気機器や玩具を EU 域内で販売するにあたって、ユーザーから排出される旧製品の引取りとリサイクルを自社の費用負担にて行わなくてはならないとするもの。一方の、RoHS 指令は、EU 域内で販売するこれら製品において鉛・水銀・カドミウム・六価クロム・ポリ臭化ビフェネール・ポリ臭化ジフェニルエーテルの 6 つの特定有害物質の使用を禁止するもので、違反した場合には RoHS が定めた罰則以外に当該製品の回収を自社にて行わなくてはならなくなる。

また、玩具の製品安全性の観点からは、世界各国で法的規制もしくは業界団体の自主規制の形で安全基準が定められているが、EU においては、毒性が指摘されている DEHP（フタル酸ジエチルヘキシル）や DINP（フタル酸ジイソノニル）などの使用が 2007 年 1 月以降制限されるなど、厳しさを増している状況（図表 11）。

したがって、EU 市場に輸出を行う玩具メーカーでは、製品リサイクル費用の負担が必要となることに加え、①制限対象物質を含まない材料の調達ルート確保、②新たな材料を用いることによる生産ラインや生産体制の変更、③制限対象物質の含有量を測定する検査機器の購入もしくは外部への検査委託、といった対応が必要となる。

その結果、代替材料の採用により原材料コストが上昇したり、1 モデルあたり 20～30 万円の検査費用がかかる例もあり、特に中小の玩具メーカーにとっては、収益に与える影響が大きいうえ、こうした規制そのものに対応できないケースも多い模様。

図表 11：EU における環境規制・安全基準の強化事例

分類	実施年月	内容
環境規制	2005年8月	WEEE指令において、電子機器や玩具における製品リサイクル費用を製造者が負担することを規定。
	2006年7月	RoHS指令において、電子機器や玩具への、鉛・水銀・カドミウム・六価クロム・ポリ臭化ビフェネール・ポリ臭化ジフェニルエーテルの使用禁止を規定。
安全基準	2007年1月	①玩具や子供用衣類などへのDEHP、DBP、BBPを含む塩ビの使用制限、②口に入れる玩具や子供用衣類などへのDINP、DIDP、DNOPの使用制限を定めた安全基準。含有量はいずれも0.1%未満であることが必要。

(出所) 各種資料より作成。



② ICTI 認証

また、ICTI（玩具産業国際協議会）が進めている CARE プロセスと呼ばれるプログラムの存在も広東省の玩具産業に影響を与えている。これは、ICTI が、安全で合法的かつ健康に配慮した工場での玩具生産を世界的に実現するために進めているプログラムで、このプログラムに参加する玩具ブランドメーカー（主に欧米大手玩具メーカー）は、ICTI が定めた従業員の労働条件や作業環境など 12 セクション 190 項目にわたる行動規範を満たし認証を取得した玩具メーカー（広東省や香港の玩具メーカー）からしか製品の供給を受けることができないというもの。

現在欧米を中心に 250 の玩具メーカーがこのプログラムに参加しているため、これらのメーカーに輸出を行う広東省や香港の玩具メーカーにとっては、認証の取得が必須となる。しかしながら、この行動規範では、特に安全・衛生・環境の観点から工場施設に関して細かい規定があるため（図表 12）、認証取得のために安全設備の設置や福利厚生の実施などの費用負担が発生するケースも多く、特に中小玩具メーカーのなかには認証取得そのものに苦勞している企業も多い^(注)。

こうしたことから、認証を取得できた玩具メーカーでもコストアップを強いられる上、認証を取得できない企業は特に欧米市場向けの輸出が困難になり一部では淘汰される動きもあるなど、欧米市場に多くを依存する広東省の玩具産業は少なからず影響を受けている様子。

（注）現在、中国・香港・マカオの合計で 464 社が認証を取得しているが、玩具メーカーが広東省全体で 5,000 社にも上るなかでは、認証未取得の企業が多数を占めているとみられる。

図表 12：ICTI 認証の主な内容

セクション	主な内容
1.総則(6項目)	(総則)
2.労働時間(9項目)	現地法に基づいて労働時間を定めることなどを規定。
3.賃金及び報酬(11項目)	現地法に基づいて賃金・報酬を定めることなどを規定。
4.児童労働(7項目)	現地法もしくはILO第138号(最低労働年齢14歳)に基づいて最低労働年齢を定めることを規定。
5.強制労働、囚人労働(7項目)	強制労働の禁止や従業員の移動の自由などについて規定。
6.懲戒処分(6項目)	懲戒は現地法に基づいて行うことや、体罰の禁止などについて規定。
7.差別(2項目)	差別に関して現地法を遵守することなどを規定。
8.従業員の代表(7項目)	労働者の代表が経営陣と話し合いをできる仕組みをつくることなどを規定。
9.施設(19項目)	作業場所の温度(座り作業では16℃以上30℃以下)、従業員1人あたりの供給外気(14毎分立方フィート)、作業所の二酸化炭素濃度(1000ppm以下)、飲料水設備の設置義務、トイレの数などについて規定。
10.防火(37項目)	防火設備や非常口・避難経路などについて規定。
11.健康と安全、環境(53項目)	環境・健康・安全に関する委員会を社内に設立すること、危険物質使用の際の最低気流速度(毎分100フィート)、有害物質への暴露許容量(35物質について規定)、機械設備への安全装置の設置、廃棄物の処理方法などについて規定。
12.福利厚生(26項目)	従業員寮の一部屋人数(最大12名を奨励)や1人あたりの面積(最低20平方フィート)、シャワー室の数、医療施設や応急処置用品の種類・数などについて規定。

(資料) ICTI “CARE Process Code of Business Practices” より作成。



3. 求められる取り組みについて

このように取り巻く環境が相対的に厳しさを増すなか、香港や広東省の玩具メーカーに求められる取り組みについてまとめると以下のようなことが挙げられよう。

(1) 規模のメリットによるコスト吸収力の確保

原材料価格・人件費の上昇や、人民元高といった多くのコスト上昇要因に見舞われているうえ、欧州環境規制や ICTI 認証取得への対応にも相応の費用負担が発生するなか、今後、中小メーカーを中心として、収益の悪化や環境対応などが適わないことなどを背景に淘汰される企業も少なくないとみられる。

したがって、各企業にとっては、事業規模の確保が生き残りのための必要条件になりつつあると考えられるが、玩具産業においては生産自体の付加価値は高くないことから、広東省の玩具メーカーのなかでも委託加工工場のように生産拠点としての機能のみを持つメーカーを買収するという選択肢はあまり意味があるとはいえない。むしろ、顧客基盤や保有ブランド量といった観点での事業規模確保が必要と考えられるため、欧米や日本の玩具メーカー向けに販路を持ち一部では自社ブランド品も扱っている主に香港の玩具メーカーの間で合従連衡が起こる可能性はある。

(2) 自社ブランド品など高付加価値ビジネスへの注力

一方でまた、構造的にコストが上昇するなかでも利幅を確保していくための取り組みも必要と言えよう。

広東省や香港の玩具メーカーにとっては、欧米や日本の玩具メーカー向けの OEM 品供給は、もともとの付加価値が低いうえ、価格転嫁の度合いや価格決定プロセスの面でも企業収益的には相対的に厳しい事業といえる。したがって、コスト上昇がある程度は避けられない中、高いマージンの確保と納入先企業との価格交渉力の強化のためにも、既に自社ブランドを持つ企業は自社ブランド品を拡大し、自社ブランドを持たない企業であっても自社でデザインまで取り込むなど、単なる OEM 品と比較してより高付加価値のビジネスに注力することがポイントとなろう。

(3) 電子玩具など需要多様化への対応

また、世界の玩具市場においては、プラスチック玩具といった伝統的玩具に代わって、電子ゲームを初めとして電子部品を搭載した玩具の需要が相対的に伸びている。こうした分野の需要を取り込むためにも、取扱製品のラインナップ拡大を検討することも必要と考えられる。

(4) 中国市場の開拓

これまで主に輸出市場向けに発展してきた広東省の玩具産業であるが、グローバルでの玩具市場が成熟しているなか、今後成長が見込まれる中国市場を開拓することも事業展開上の一つの方向性となろう。

中国国内の玩具市場は、今後年率 40% で成長し 2010 年には 125 億ドルに達するとみる向きもあり、今後の成長市場として期待されるところ。

しかしながら、中国国内市場をターゲットとするにしても、原材料価格などコスト上昇の影響は受けるうえ、中国国内でも玩具の強制認証制度^(注)が施行されることとなっているため、上記

(1) ～ (3) の取り組みは併せて必要になろう。

(注) 2006 年 3 月、中国政府は中国国内の品質認証である「中国強制性産品認証制度 (CCC)」を玩具にも適用することとし、2007 年 6 月以降は、CCC 認証を取得していない玩具の出荷・販売・輸入が一切禁止されることとなる。

以 上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 永井

住所: 6F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL: 852-2249-3033 FAX: 852-2521-8541

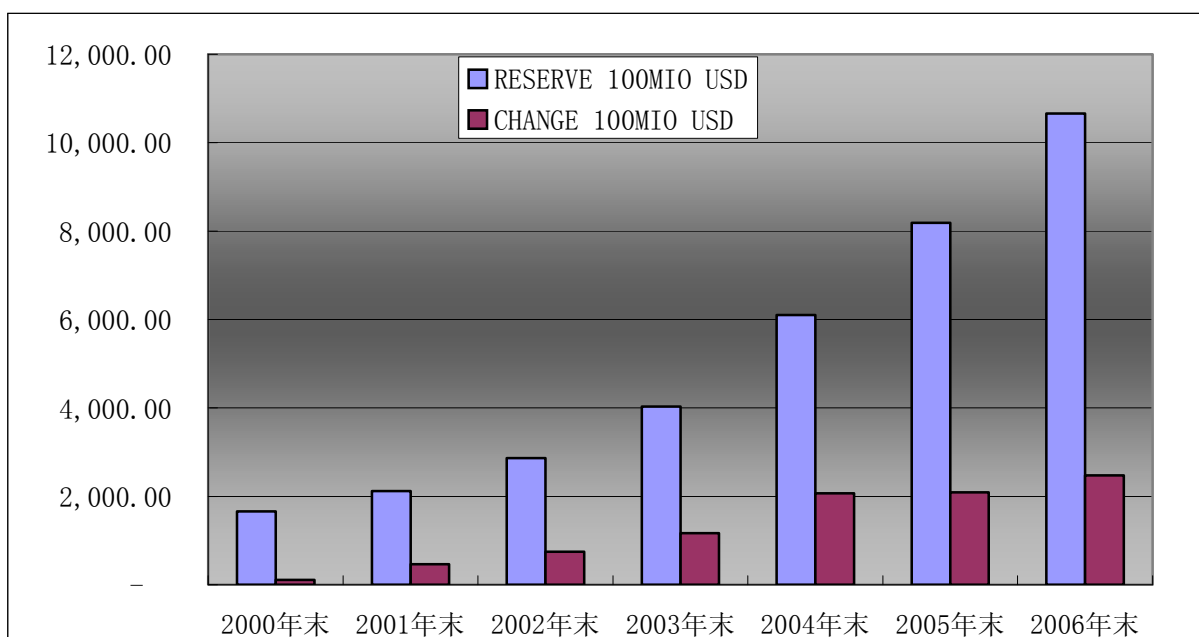


中国の外貨準備について

三菱東京UFJ銀行 上海支店
市場操作課長 田中 利朗

1 中国の外貨準備の増加

中国の著しい外貨準備の増加は報道で述べられているとおり、足元では1兆米ドルを越えている（1兆663億元）。



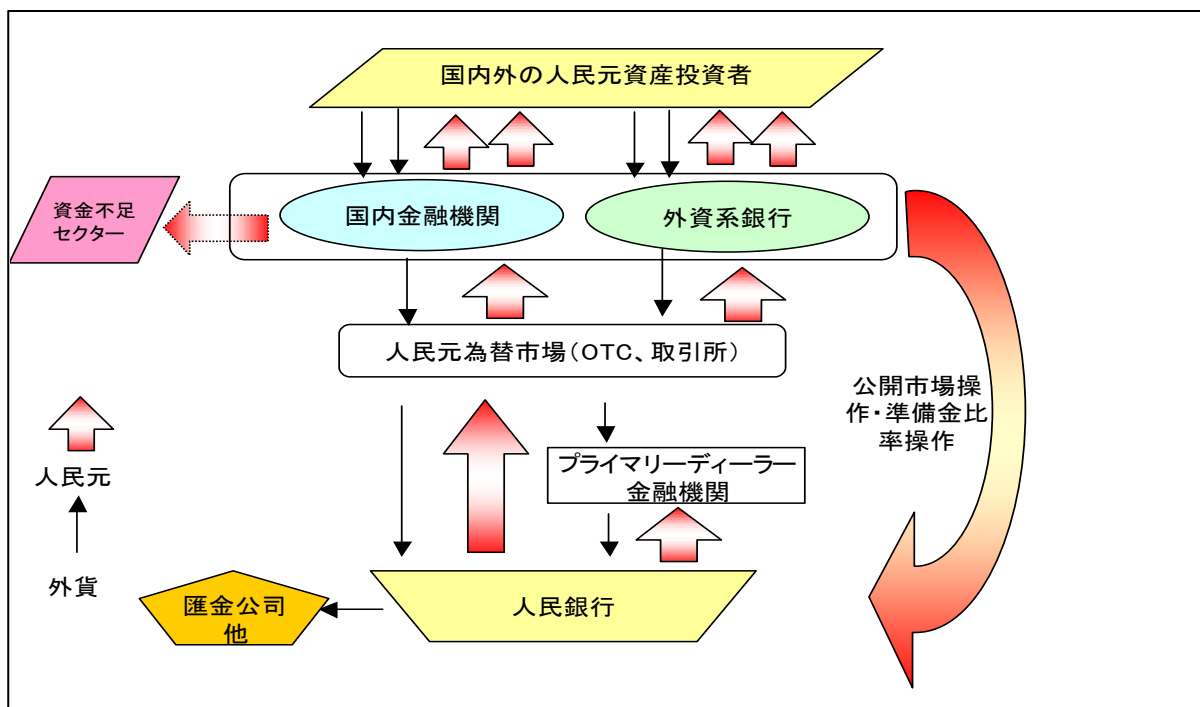
（中国の外貨準備高推移：各種統計よりBTMU上海支店作成）

この外貨準備の増大に際して、中国内でもその運用方法について議論が交わされるようになってきている。その直接的なきっかけとなったのが、昨年11月の周総裁による「各国中央銀行では運用の分散を始めている。中国でも分散投資に向けて準備をしている」という発言であった。実際のところ、各国中央銀行総裁（中東諸国、ロシア）は昨年入ってこの種の発言が増えている。中東諸国、ロシアはともに現在の中国と同様に、米ドルペッグからの離脱を指向しており、米ドル（米国債）に偏った運用を改めるのは変動相場制への移行を指向している国家に共通する動きである。

2. 外貨準備増大の弊害

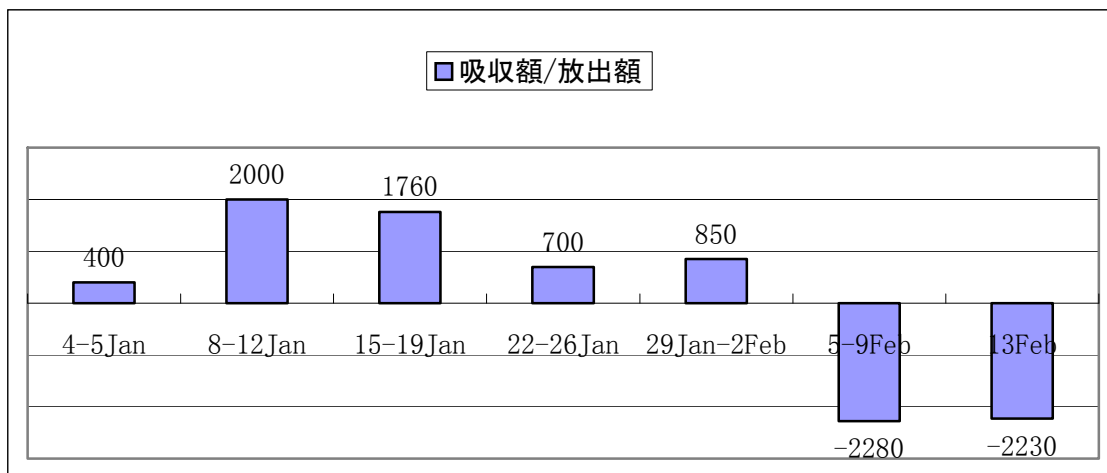
2007年末の外貨準備1兆663億元という統計を受け、本年1月の全国金融工作会议でも、今や逆に弊害が目立つこの外貨準備をどのように本来必要な額まで抑えるか、あるいはこの外貨準備の受け皿をどうするか、が焦点となった。

弊害は下図の資金の流れから見て取れる。



(人民元資金の流れ：各種資料より BTMU 上海支店作成)

巨額の外貨準備はすでに中国の貨幣政策の自主性を損なうところまで来ている。そもそこの巨額の外貨準備は中央銀行が強制的に外貨を市場から吸い上げていることから来ているわけだが、その対価としての人民元が市場にあふれ、それを吸い上げるオペレーションを常に行っている。吸い上げる量が減れば、それは国内のインフレーションを招き、資産バブルを引き起こす。また、吸い上げるための政府のコスト（中央銀行手形、国債の発行による金利負担）の上昇を招く。また金利の上昇は更なる外貨の流入を招きかねず、調整の効果を減じる、という悪循環となっている。もう一方向の調整としては、預金準備金比率の引き上げ等の流動性抑制策は商業銀行につけを持ってくるのみで、今度は本来の資金不足セクター（農村、あるいは中小企業金融）への資金還流を妨げることに繋がる。



(直近)

の公開市場操作：各種統計より BTMU 上海支店作成)

3. 運用方法の模索

長く中国では外貨準備の運用は国家外貨管理局の専管事項となっていたが、ここへ来て注目を



浴びているのが「中央匯金有限公司」である。2003 年末に國務院の批准のもと設立されたこの会社は典型的な外貨準備資産の管理会社であるが、この会社は外貨準備のうち、450 億米ドルを管理しているとされている。設立以降は、中国銀行、建設銀行、交通銀行、工商銀行、また銀河証券、華夏証券等の大型金融機関に資本注入をしており、結果として相当な中国内の金融資産を管理するに至っている。この投資会社が上記の資本注入以後、前述の金融機関の IPO が相次ぎ、相当なキャピタルゲイン（恐らく 150%以上）をあげている模様だ。現在の米国債を中心とした外貨準備の運用利回りは 4%～5%と推測され、為替の変動によって一瞬になくなってしまいうレベルであることを思えば、相当な「成功」を得たと言える（ただし、これらの投資はすべて國務院批准を得なければ実行できないことを思えば、完全に政治主導である）。

この会社をベースに中国でも大規模な政府直轄の外貨準備運用機関を設立するか、あるいは新たに運用機関を設立するか、議論が分かれているところだが、注目されているのは現在、外貨準備の国策投資会社として成功の範疇に入るのがノルウェーの NBIM（ノルウェーバンクオブインターナショナル）とシンガポールのテマセク・ホールディングと GIC（政府投資公社）である。現状では中国ではシンガポールのモデルによって二つの投資会社をひとつは公社として、ひとつは有限公司として新規設立、というのが有力である。いずれにしても政府主導の色彩が濃く、本来の金融の市場化、という面からは後退感があるものと言える。また、上記 2 国の政策は相当に成功しているものとされているが、この両国の外貨準備を合わせても 2000 億米ドルに満たないことを考えると、今後設立される外貨準備投資会社の運用は、相当慎重に行われるべきである。その一挙手一投足はヘッジファンドを主とする内外の投資家の注目を集めるばかりか、国際政治レベルの問題となる。また、中国国内でも発展改革委員会・商務部・財政部・人民銀行それぞれの思惑が交錯している模様だ。ただでさえ「中国が資源バブルを煽っている」との国際世論が高まった 2004 年以降の資源高を思い起こせば、現在の「議論を尽くして慎重に期すべし」という中国国内の論調は当然であろう。

以上



投資：中国進出日系企業から寄せられる最近の相談事項

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(上海)有限公司

投資コンサルティング

コンサルタント

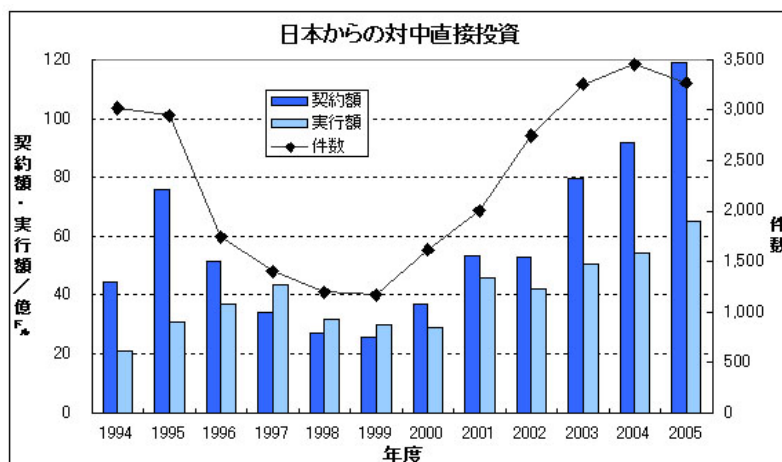
王 婷

中国の外貨準備高は、2006年10月に1兆US\$を超え世界一の外貨準備国となった。以前から対外決済に外貨を使用する場合には、厳しい外貨管理が行われていたが、最近では、海外からの入金についても厳しく管理されるような状況となった。

また、中国投資でもてはやされた加工貿易企業については、累積しすぎる外貨問題やエネルギーの大量消費等から、沿海部では歓迎されない投資へと変化し、内陸部への移転が推奨されるという以前と異なった動きとなりつつある。

そのような動きの中 90年代初頭から半ばまでに進出した日系企業では、今、大きな転換期を迎えようとしている。今回は、そのような企業にスポットを当て問題を整理してみたい。

90年代の投資動向



日中投資促進機構HPより転載

90年代の中国進出日系企業の特徴

- ◎ 中国の廉価で豊富な若年労働力利用を目的とした、労働集約型の生産型企業が多数進出。特に繊維関係からはじまり最終的には家電等の組み立て産業が主体であった。
- ◎ 当時は、中国でのビジネスは様々な制限があり中国企業との合弁形式が多く見られた。
- ◎ 当時は、中国でのカントリーリスクが心配されたことからなるべく短めの経営期限を設定する動きが見られた。



ただ、生産型企业として中国へ投資した場合に企業所得税の優遇や生産設備の免税輸入等の優遇措置を受けるには経営期限が10年以上必要であることから経営期限を10年から20年以内とするものが多くみられた。

上記のような特徴を持つ企業が、コスト面の上昇(労働者賃金の急上昇やその他コストの急上昇)や中国での投資環境の変化から今後の中国でのビジネス展開を見直す時期となってきた。

最近、弊社でよく相談を受ける案件は、合併企業の清算や合併企業の中国側持分を買い取り、外資100%とするような動きが多く見られる。

このような動きのなか共通して見受けられる問題点は、合併会社設立時の法制度の未整備や合併契約書内容の不備等から様々な問題が発生している。

① 納税問題

- ・ 企業所得税、増値税、外国籍・中国籍スタッフの個人所得税の納税内容不備が発覚

② 従業員の処遇問題

- ・ 中方パートナーからの派遣社員の処遇については、派遣元との勤続期間や退職金の適応等の問題が発生する。
- ・ 労働契約期間満了以前の労働契約解除に関する経済保証金の支給。

③ 資産整理問題

- ・ 日本側からの無償貸与設備の所有権問題。当初の通関手続きの不備から日本側の所有権が主張できなくなっている。
- ・ 90年代の合併会社設立時には、土地・建物の現物出資が多く見られるが、当時の土地使用権譲渡に関する法律があいまいであったことから、土地使用権譲渡ができない『割り当て』(划拨土地)であったり、土地使用の用途が工業用地でなく農地のままであったりしたものが見受けられる。

上記で記載させていただいた内容は合併会社の一部の問題点であるが、この他にも様々な問題点が発生している。また、一部の内容以外は、合併会社だけでなく独資企業にも共通している問題点である。読者の中で中国に現法をお持ちの方々は、一度自社の現法について様々な面から見直しを行っていただいてもいいのではないだろうか？

(執筆者のご連絡とメッセージ)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(上海)有限公司
上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号 匯重大厦 2301 室
T E L : 86-21-5888-3590 FAX: 86-21-5047-2180



税務会計：中国の会計・税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

会計、税務、経営管理、について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

◆会計 (担当：小鯛ゆかり)

Question

中国新会計基準では税効果会計を強制適用しなければならないそうですが、税効果会計とはどのようなものなのでしょうか。

Answer

新会計基準適用に当たり、最も影響が大きい変更点として税効果会計の強制適用が挙げられます。税効果会計とは、企業所得税の額を適切に期間配分することにより、当期純利益と企業所得税を合理的に対応させるための会計処理です。

具体的に説明しますと、会計上の利益・税務上の課税所得は

【会計】利益＝収益－費用

【税務】所得＝益金－損金

として計算されますが、必ずしも収益と益金、費用と損金が一致するとは限りません。特に、会計上の費用については税務上損金算入が認められない項目が多くあり、税務上の損金と差異が発生することが一般的です。税金額は税務上の課税所得に基づき計算されますので、このような差異により、損益計算書に計上される会計上の利益と税金額を比較すると、実際の税率とは乖離した率の税金が掛かっているように見えることがあります。これを修正し、会計上の利益に見合った税金を損益計算書上表示する処理が税効果会計です。

一例を挙げますと、会計上売掛金に貸倒引当金を計上した場合、税務上では債務者の破産等一定の基準を満たすまで損金算入できないため、課税所得が会計上の利益より大きくなります。よって課税所得により計算する当期支払うべき税金額が会計上の利益から見ると大きくなります。この場合、損益計算書に計上されている税金額を一部控除し、その部分をあたかも税金の前払いかのように貸借対照表上「繰延税金資産」として計上することとなります。このような会計処理により、結果として損益計算書上の利益と計上された税金額との不均衡が解消されます。

従来の中国会計基準では、税効果会計を適用することは任意となっているため、中国現地法人では新会計基準適用により初めて対応を迫られる場合が多く想定されます。しかしながら、税効果会計は日本の会計基準や国際会計基準（国際財務報告基準＝IFRS）では既に適用されている会計処理ですので、中国現地法人での適用により日本本社との会計処理の相違が解消されることとなります。また、それ故に日本親会社より決算実務での対応について指導を受けることは、有効かつ効率的な対応方法と思われます。

今回は税効果会計の計算方法を簡単にご説明致します。

◆税務 (担当：案浦崇)

Question

2008年1月1日に実施予定の中国内資企業及び外資企業所得税法の統一に関する動向について、その概要を教えてください。

Answer

2006年12月、全国人民代表大会常務委員会は新しい企業所得税法（以下、“新税法”と略称する）草案の初回審議を行い、2007年3月の全国人民代表大会での通過を目指すことになりました。草案審議と実施細則の公布にかかる時間を考慮すると、この新税法は2008年1月1日に正式実



施される模様です。

居住企業

新税法は初めて「居住企業」という概念を取り入れ、この「居住企業」は全面的な納税義務を負い、中国国内外における所得が企業所得税の課税対象となります。「非居住企業」の納税義務は限定的で、中国国内における課税所得が企業所得税の対象となります。

新税法の下、実際に中国国内に設立する外国企業は「居住企業」と見なされ、中国国内外から取得する所得に対し、企業所得税を納付しなければなりません。

税率

新税法草案は内資企業と外資企業の標準税率を一律 25%とし、国際的な平均水準より低くなっています。その他、新税法草案は規定条件に符合する小規模企業に対し、20%の特恵税率を採用しています。

草案では源泉所得税率を 20%と規定しています。現行では、外国投資者の取得する配当金に対する源泉所得税免税、及び受動的所得が 10%の特別税率で源泉所得税が徴収されており、この規定が引き続き実施されるかどうかは、以後明らかになるのを待つしかありません。

優遇措置

将来の優遇政策は産業優遇が主になるでしょう。例えば、ハイテク産業、インフラ施設産業、農林水産業、節水事業、環境保護、リスク資産投資などの産業において、将来の改革の中、異なった優遇政策が採られることになるでしょう。(例えば、免税期間、低税率、減免税、追加控除など)

生産型企業及び輸出主導型企業が現在受けている優遇政策及び現行のその他優遇税制は一定期間（例えば、5 年間）の後、全て失効する可能性があります。新税法の実施前に設立した外商投資企業の所得税率が標準税率より低い場合、規定期間内で徐々に標準税率まで引き上げられることになるでしょう。関連の詳細情報は実施細則中に具体的に規定されています。

反租税回避

租税回避を行う企業が外資企業から内資企業に広がる現象に対し、新税法は反租税回避条項を増加させています。

- 草案の規定では、低税率地区に設立した企業が利益を配当しない、あるいは配当が合理的ではない場合、その利益のうち、中国居住企業に帰属する部分は中国国内における所得と見なし、中国税法の関連規定に基づき徴税される。
- 企業の支配者が權益性及び債権性の投資方式を用い超過利息を取得することを防ぐため、資本弱化を防止する規制が正式に導入される。
- 移転価格は依然として本税改革の重点とし、企業はより多くの詳細資料を提供し、より高い移転価格税務調整の罰金を求められる可能性がある。

総じて、内資企業と外資企業の所得税法の統合、つまり「両税合弁」は中国税法上、歴史的にも重要な一歩といえます。現在までに公開された関連情報に基づき、私どもは、この税改革の方向性として、特に上述の改正は外商投資者に対して密接に関係しているものと結論づけることができます。しかしながら、以上の全ての情報は最終的に公布される企業所得税法に依拠されます。企業の税務への取り組みや納税申告管理に対し、新しいチャンスも挑戦も混在しているようです。外商投資者はできる限り早く、「両税合弁」から企業の中国業務にもたらされる影響を考慮し、新しい環境下、速やかに税務リスクの軽減対策を執ることを、私どもは提案いたします。



◆経営管理 (担当：須原誠)

Question

現在 J-SOX 対応に追われています。本社から送られてきた全社的内部統制評価シートに回答・提出した結果が、先日送り返されてきました。いろいろ改善しなければならないところはあるのですが、「不正防止プログラムが有効に実施・運用されていない」と本社 J-SOX プロジェクトチームから指摘されました。この指摘に対して、どのように対応したらよいのか苦慮しています。中国向けの不正防止プログラムのフレームワークのようなものはあるのでしょうか？

Answer

「中国向けの有効な不正防止プログラムのフレームワークはありますか？」という質問をよく受けます。その際に私は正直に「残念ながら中国に特化した不正防止プログラムはありません」とお答えしています。現在の中国のビジネス統制環境を理解されている読者の皆様も、これが正直な答えだということはご理解いただけると思います。

この答えに疑問を抱かれる方もいらっしゃると思うので、在中国日系企業で悩まれている代表的な不正の例を以下に並べてみましょう。隠し口座、偽造領収書、架空従業員、私用建設費の会社への付替え、架空出張旅費、出張手当の水増し、土地所有権の意図的な未登記、建物（現物出資）の不当な評価額設定、個人の別会社へのビジネス技術（モデル）移転、バックリベート（旅行会社への手配、一般購買、資材購入の際に発生）、偽りの長期未回収債権（営業担当による現金回収の私的横領等）、処分済み固定資産の横流し、棚卸資産の横流し、売上原価の原価単位操作、開業費の操作、日本側投資者へのロイヤリティーの意図的な未払い、中国側投資者（若しくは親類縁者）所有の個人会社への経費付替えまたは業務委託、棚卸資産評価引当金や貸倒引当金等の意図的な未計上、等など・・・まだまだありますが、紙面が足りなくなるのでこの辺で止めましょう。ご存知の通り、中国で見られる不正の特徴は、発生頻度が日本に比べて多いことです。数の多さに圧倒されてしまいがちですが、冷静に状況を分析していくと、発生頻度が多いだけで、不正の形態そのものは日本でも見られるものであり、且つ日本で行われる不正より巧妙さに欠ける点がもうひとつの特徴です。

先程「残念ながら中国に特化した不正防止プログラムはありません」と申しましたが、その後で私は「しかし、中国で不正を抑制プログラムを構築するためのフレームワークならご紹介できます」と付け加えさせていただいています。「防止」ではなく「抑制」です。私がご紹介する「不正を抑制するためのフレームワーク」は以下の7つのステップで構成されています。

1. 不正リスクの整理（既に発生している又は発生可能性のある不正リスクを洗い出す）
2. 不正発生の要因分析（不正のトライアングルごとに分類し要因を分析）
3. 不正リスクの評価（各不正リスクの損害の程度及び発生可能性を整理）
4. 不正抑制の統制環境構築（行動規範の認知状況や採用・昇進制度の現状分析と改善）
5. 不正抑制のための内部統制体制整備及び運用（「不正を働く機会」を抑制）
6. 不正対応における本社との情報共有と対策立案（現法だけで対応せず本社を巻き込む）
7. 不正監視体制の確立と運用（本社主導で不正リスクに対応した内部監査を実施）

不正発生の要因は、米国公認会計士協会（AICPA）の監査基準書第 99 号「財務諸表監査における不正の検討」において「不正のトライアングル」として紹介されています。以下に、その内容を中国向けに意識してみます。

◆「誠実性の欠如」

ルールを守る、不正が可能な環境下で不正を働かないという堅い意思が持てない

⇒文化的価値観の相違や社内的道德律の確立が不十分であることが原因。

◆「不正を働く動機」

不正行為を実際に行う際の心理的なきっかけ

⇒処遇への不満、承服できない叱責等の個人的な理由や、外部からの利益供与等が原因



◆「不正を働く機会」

不正行為を行おうとすれば可能な環境が存在する

⇒職務分掌等の仕組みや内部統制整備状況の不備が主な原因

不正の発生頻度や発生数の多さに圧倒されて大局観を失うことなく、既に発生している又は発生可能性のある事例ごとに不正リスクを洗い出し、各不正リスク毎の発生要因を分析及びその損害の程度（予測）を整理した不正リスク・コントロール・マトリックスを作成し、その内容を日本の本社（主管事業部責任者及び内部監査部）と共有することが重要です。さらに本社と対応策を検討した後、本社の内部監査部等の協力を得て、現地法人の不正発生要因に対しする抑制力を強化するために定期的もしくは抜き打ち的な内部監査を実施してもらうことが必要です。

中国では「上に法あれば下に対応あり」といわれています。そんな中国社会環境で発生する不正に対応するためには、不正が発生している現場でモグラたたきの不正行為を完全に「防止」しようとするのではなく、不正が発生する要因そのものを「抑制」する為の仕組みづくりに努力するという方向に戦略転換することが必要です。人間とは心の弱い生き物であり、どの国の人でも魔がさすという事はあるものです。ビジネス上の不正というものは日本であれ、アメリカであれ、中国であれ、国の違いを問わず、人間の心の弱さが原因で発生するものである限り完全に防ぎ切れるものではありません。現状の中国のビジネス環境下では難しいことも多いとは思いますが、従業員の態度に対して嘆くのではなく、従業員に罪を作らせない為の内部統制制度を整備することこそが経営者としての重要な責務であると再認識し、「不正を抑制するためのフレームワーク」構築に挑戦してみてください。

（執筆者のご連絡先とメッセージ）

プライスウォーターハウスクーパース中国
中国日系業務担当パートナー 齊藤剛
中国上海市湖滨路 202 号普華永道中心 11 楼
Tel : 86+21-61238888
Fax : 86+21-61238800

みずほ監査法人
国際本部中国ビジネスグループ統括リーダー
担当パートナー 高月重廣
日本東京都千代田区霞が関 3-2-5
霞が関ビル 32 階
Tel : 81+3-55322503 Fax : 81+3-55322504



人事：日系人材市場給与動向 2007 (2)

Pasona Group

前回は、パソナグループ実施の給与調査 2007 の結果を元に、本年の日系人材市場給与動向を 1 地域別、2 年齢・性別、3 学歴別に分析、報告致しました。

中国の人材市場では、従来企業国籍（日系、欧米系、地場民営系、国営系）による賃金階層格差が大きく存在していましたが、近年は企業国籍による賃金格差は縮小し、職種毎の賃金格差が顕著になっています。

今回は、中国人スタッフの給与決定の大きな要因である、職種、語学能力が本年の賃金相場にどのように反映されているかを検証します。

1、職種別賃金

図 1 は、華東地区、華南地区別の職種別×職位別賃金分析です。

全般的に“マネージャー”と“マネージャー以上の管理職”との賃金格差が大きくなっています。中国人管理職の登用が進んでいる職種において特に顕著です。

華東地区の営業系職種管理職の賃金水準が最も高く、増加している中国市場向け営業においては、有能な中国人管理職が不可欠であり、職責に併せて、賃金水準が上昇している状況がうかがえます。華東地区では、マーケティング、IT、物流系、サービス系職種において、中国人管理職の給与水準が上昇しており、何れも、中国の消費市場化に伴い、中国人管理職の登用が進んでいる職種と言えます。

職位を問わず、給与水準が高めに推移している職種は、市場開拓を担うマーケティング職です。また、本年はサービス系職種（カスタマーサービス、テクニカルサポート、コンサルタント）従事者が増加し、新たに職種として増設しましたが、シニアクラス（職務経験 3 年以上）の職位で高い賃金水準となっています。中国における第三次産業の躍進が上海を中心とする華東地区の日系人材市場の賃金にも反映されていると言えます。

華南地区では、華東地区と様相が異なります。全般的には中国人幹部社員の処遇は華東地区ほど際立った厚遇は見られません。営業系職種、サービス系職種において、現地化の進展と思われる、中国人管理職の給与上昇が見られます。

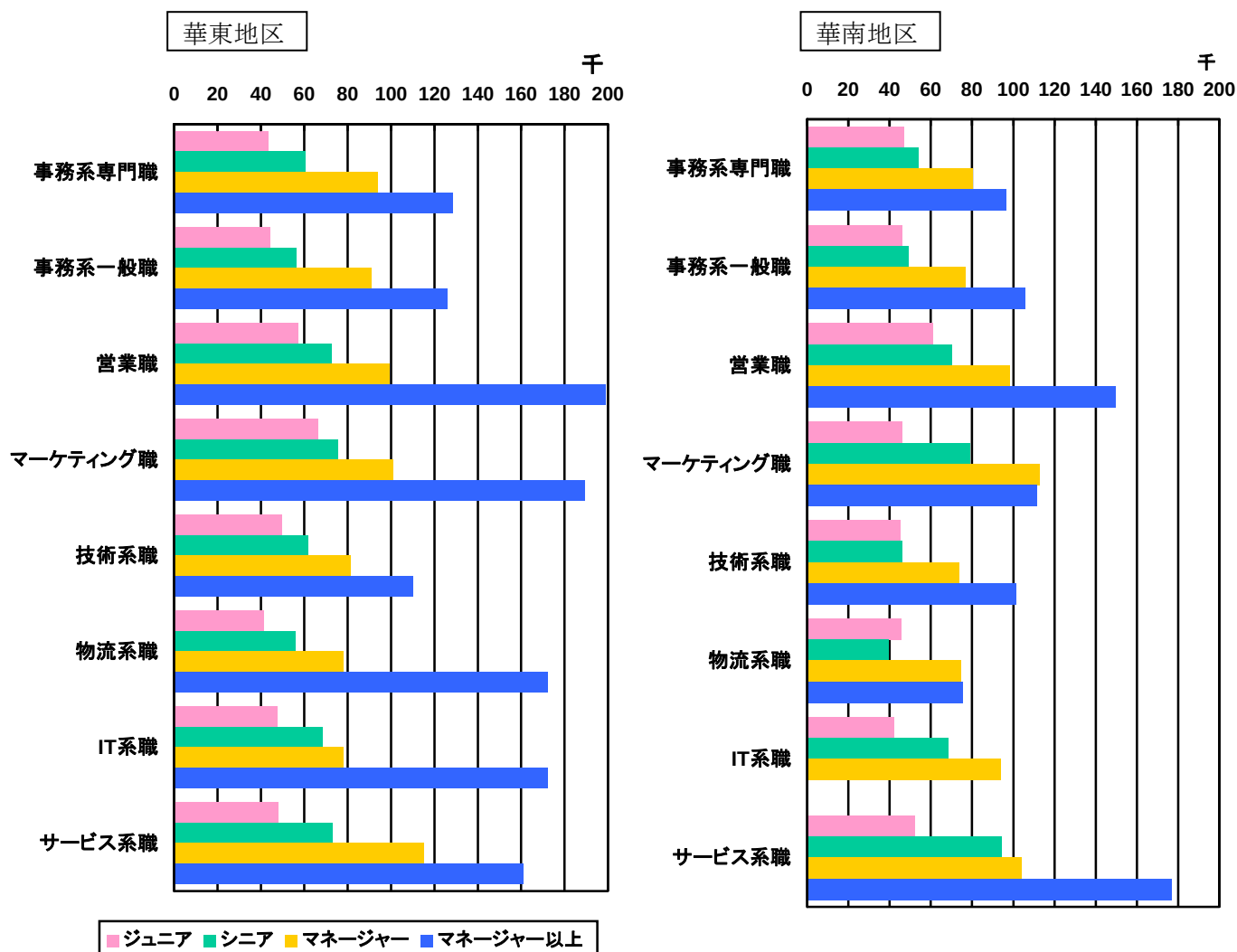
華東地区で賃金水準が高いマーケティング系管理層の賃金水準が、華南地区では低迷しており、中国市場向けマーケティング職の職務は華東地区ほどの広がりはないという現状と考えられます。

華南地区では、営業職の賃金水準が全体的に高く、2 年前の華東地区の状況と同様です。製造業の比率が高い地域ですが、技術職においても、華東地区の研究開発等において高度人材の活用が進展していることと比較すると、現場技術者（製造技術、生産管理、品質管理）等の人材需要が多く、賃金レベルも安定しています。



【図1：職種・職位別給与】

* 金額：人民元。社会保険、所得税の個人負担部分控除後の年収平均値。



職位分類基準：

ジュニアクラス…同職種での経験年数3年未満

シニアクラス…同職種での経験年数3年以上

マネージャー…部下を3名以上擁する、担当業務（部署）における責任者

2、語学能力

図2は全てのサンプルを外国語能力別に分析したものです。

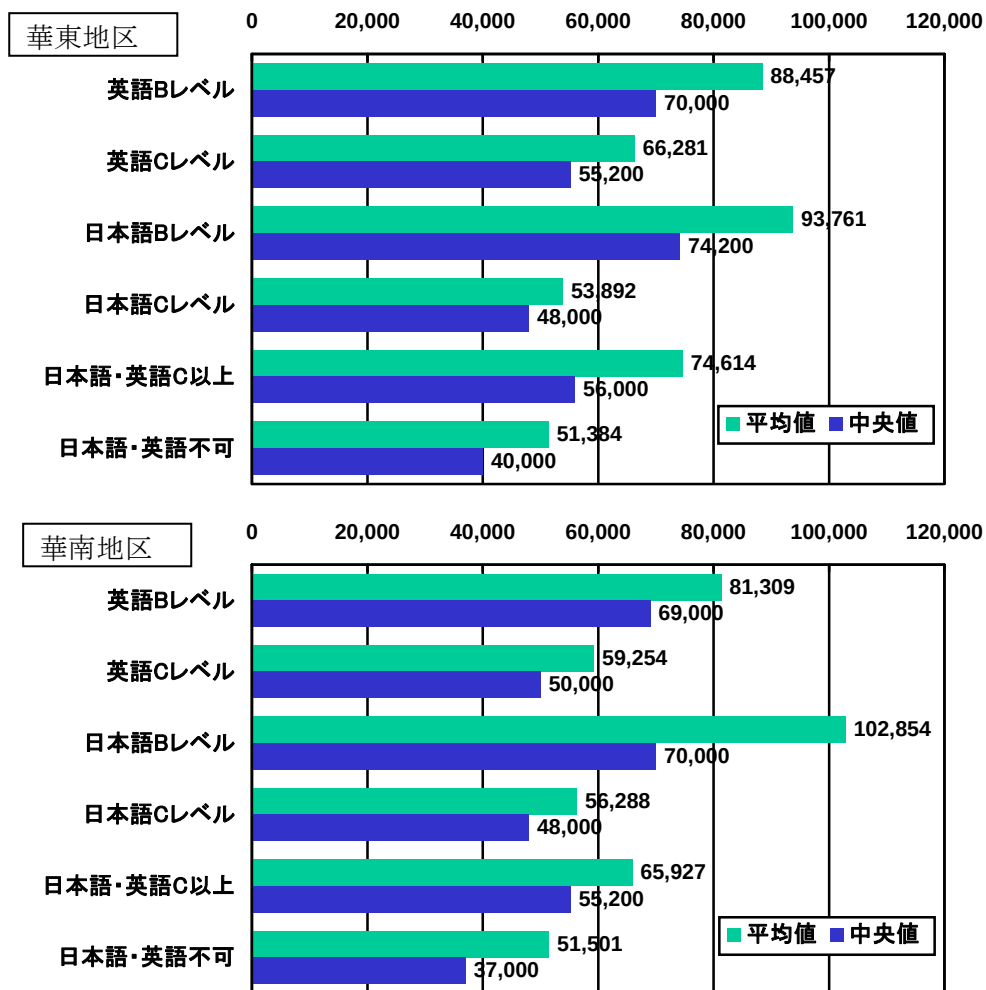
本年の調査では華東、華南とも、賃金水準は

- ① 日本語B（ビジネス）レベル
- ② 英語B（ビジネス）レベル
- ③ 日本語・英語ともC（コミュニケーション）レベル以上
- ④ 日本語C（コミュニケーション）レベル
- ⑤ 英語C（コミュニケーション）レベル
- ⑥ 中国語のみ

の順となりました。



【図2：語学能力別給与】＊金額：人民元。社会保険、所得税個人負担分控除後の年収。



最も賃金水準の高い、日本語ビジネスレベルの人材のデータ詳細をみると、華南地区の平均値が RMB102,854 と最も高く、華東を上回っています。中央値（全サンプルの真ん中に位置するサンプルデータ）では華東地区のデータが、華南地区を上回っており、華南では、非常に賃金レベルの高い少数のサンプルが存在する（サンプルのばらつきが大きい）ことが伺えます。華南地区では、華東地区と比較すると、日本語人材の供給が潤沢ではなく、高い日本語能力は賃金水準を引き上げる大きな要因となっています。

欧米系企業の人材採用が旺盛な華東地区では、英語人材の給与水準は欧米系企業の賃金水準の影響を大きく受け、賃金レベルが上昇する傾向です。

図3は、語学レベル別給与（中国全土）の2005年、2006年の推移です。2005年はビジネスレベルの日本語能力保持者の賃金水準が、英語人材を上回りましたが、2006年は英語人材の給与水準が日本語人材を上回っていました。

従来、欧米系企業への転職機会が多い英語人材の給与水準は常に日本語人材を上回っていましたが、本年は日系新規進出企業が殺到した2005年調査時と同様、中国の人材マーケットでは、高



い日本語能力は賃金水準にインパクトを与える要因であるという結果となりました。

【図3：語学能力別給与の推移】

*金額：1,000 人民元。社会保険、所得税個人負担分控除後の年収。各カテゴリーの中央値。

語学レベル	2005 年	2006 年
英語B	52.0	77.2
英語C	42.9	52.7
日本語B	53.3	67.6
日本語C	39.0	48.8
英語 & 日本語C以上	52.0	56.0
中国語のみ	45.5	39.3

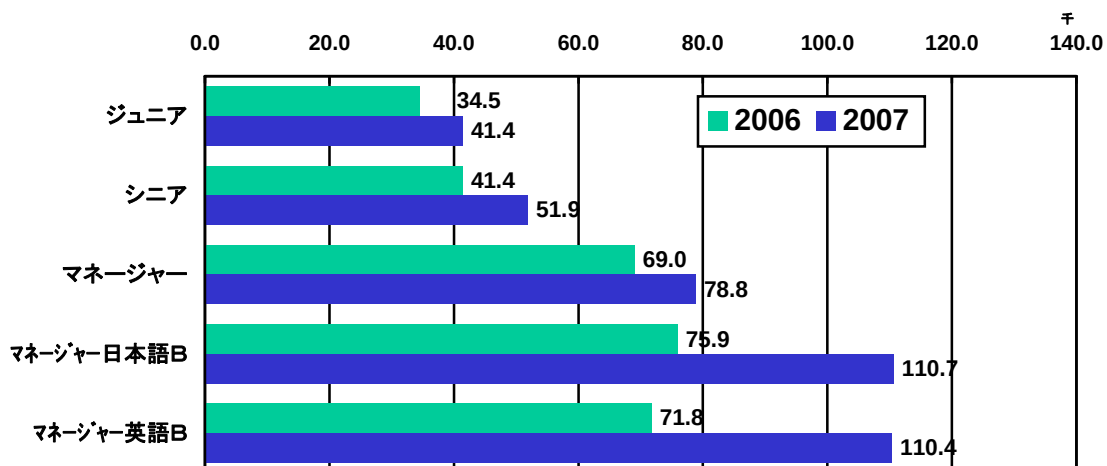
しかしながら、個別の分析をみると、中国進出日系企業の人材活用は成熟しつつあり、「とにかく日本語ができる人材」が評価された段階から、業務遂行に必要なスキルの見極めが明確になされる段階に進んでいる現状がうかがえます。

財務・会計職では、日本本社との連結、内部統制強化に対応する為に、高い語学能力は業務遂行上欠かせない要件となっています。図4は、上海地区の財務・会計職の給与分析です。前年との比較においても、高い語学能力を備えたマネージャーレベルの給与上昇が大きいことが分かります。

営業職管理職では、中国市場での業務展開の為、有能な中国人管理職の登用、人材の現地化が進んでいます。その中でも、B to C ビジネスにおいては、ビジネス上は外国語を要しない業態が増加しています。図5は、上海地区の営業職の職位、語学能力別賃金分析です。給与水準の決定要因としては、語学レベルより、職務に応じた職位が大きな要因となっていることが分かります。

【図4：財務・会計職 給与分析】

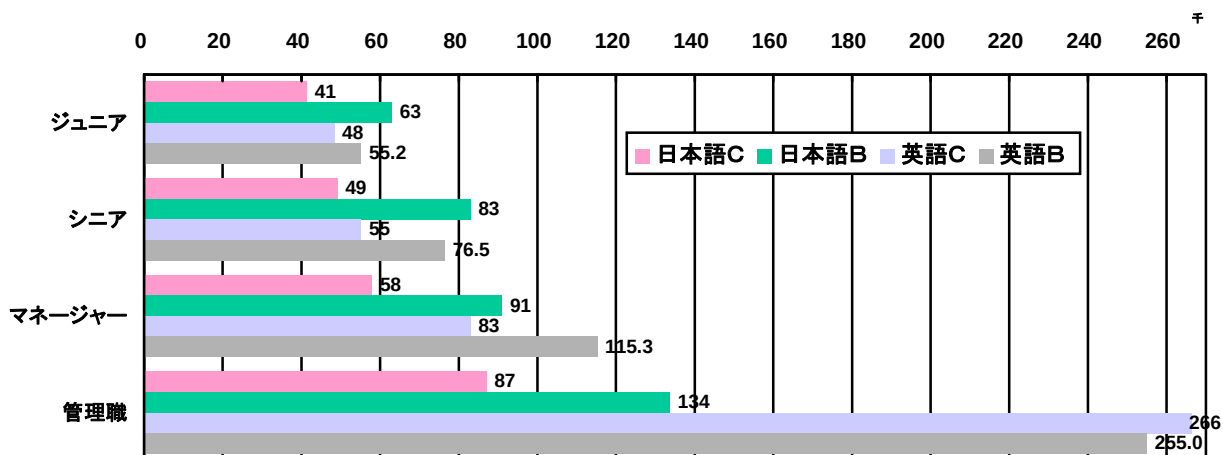
*金額：1,000 人民元。社会保険、所得税個人負担分控除後の年収。各カテゴリーの中央値。





【図5：営業職 給与分析】

金額：1,000 人民元。社会保険、所得税個人負担分控除後の年収。各カテゴリーの中央値。



2回に渡り、本年の賃金調査の結果を地域、年齢・性別、学歴、職種、語学能力の角度から分析、報告して参りました。中国人スタッフの賃金決定は、これらの項目を詳細に掛け合わせて市場動向を見極め、内部環境（自社の賃金テーブル、人事制度、本社・グループ企業とのバランス）との調整を図るという複雑なプロセスが必要です。自社の人事スタッフの育成と併せて、適切な情報と専門家のアドバイスも有効に活用してゆく必要があると考えられます。

パソナグループ賃金調査概要

調査実施日：2006年11月

調査対象及び調査方法：パソナ上海・広州登録者…面接調査
中国進出日系企業…WEBアンケート調査

有効回答：華東地区…5,076

華南地区…2,142

表示給与金額：個人所得税、社会保険料控除後の人民元年収

分析項目：職種×職位／経験年数／企業国籍／学歴／語学能力
(営業系職種、技術系職種は業種別分析を含む)

* 調査報告書を書籍、レポートにて販売しております。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

中国：パソナ上海

上海市淮海中路222号力宝広場910室 〒200021

TEL：86-21-5382-8210 FAX：86-21-5382-8219 E-mail：pasona@pasona.com.cn

パソナ広州

広州市天河北路233号中信広場写字楼1416号室 〒510613

TEL：86-20-3891-1701 FAX：86-20-3891-1702 E-mail：jsgz@pasona.com.cn

日本：株式会社 パソナグローバル

東京都千代田区大手町2-1-1 大手町野村ビル

TEL：03-6214-1571 FAX：03-5200-3077

E-mail：info@pasona-global.com



BTMU中国ネットワーク



	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2楼	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大厦21楼	86-22-2311-0088
天津濱海出張所	天津市天津経済技術開発区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-5982-8855
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11楼	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	江蘇省無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10楼	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 AZIA 中心20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市羅湖区建設路2022号 深圳国際金融大厦16楼	86-755-8222-3060
成都駐在員事務所	四川省成都市総府街31号 成都総府皇冠假日酒店 (ホリデイインクラウンプラザ)2617号室	86-28-8674-5575
廣州駐在員事務所	広東省広州市天河区北路233号 中信広場28-02室	86-20-3877-0268
瀋陽駐在員事務所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街1号 方園大厦7階705号	86-24-2250-5599
香 港 支 店	8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部 中国業務支援室

東京：03-5252-1648 (代表) 大阪：06-6206-8434 (代表) 名古屋：052-211-0944 (代表)

「BTMU中国月報」編集責任：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室 情報開発チーム

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。